

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月30日

【事業年度】 第21期(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社オウケイウェイヴ

【英訳名】 OKWAVE, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田 道夫

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1-28

【電話番号】 03-6841-7672(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 野崎 正徳

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1-28

【電話番号】 03-6841-7672(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 野崎 正徳

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月
売上高 (千円)	2,410,315	2,411,724	3,786,769	4,892,359	4,795,518
経常利益又は経常損失 (千円)	141,852	182,882	1,194,549	901,884	996,949
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	73,459	123,672	1,071,626	629,437	2,952,254
包括利益 (千円)	79,725	107,915	1,072,797	650,736	3,029,083
純資産額 (千円)	1,382,848	1,491,574	2,601,298	3,774,852	1,008,530
総資産額 (千円)	1,787,096	1,850,967	3,221,819	12,668,910	5,671,462
1株当たり純資産額 (円)	156.84	169.48	294.43	407.57	102.62
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	8.42	14.17	122.56	70.44	323.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	8.41	14.11	121.23	69.73	
自己資本比率 (%)	76.6	80.0	80.2	29.2	17.2
自己資本利益率 (%)	5.5	8.7	52.7	20.0	126.3
株価収益率 (倍)	65.29	35.79	25.99	28.32	
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	239,827	152,844	926,255	82,375	864,939
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	225,235	212,198	250,139	3,597,203	1,895,206
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,218	5,741	101,937	3,629,689	255,278
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	874,835	799,481	1,578,700	1,658,322	883,966
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	150 (101)	143 (69)	158 (60)	292 (102)	288 (21)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3 第21期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月
売上高	(千円)	1,622,436	1,706,758	1,708,395	2,461,023	2,162,438
経常利益	(千円)	138,838	201,117	62,553	499,781	320,036
当期純利益又は 当期純損失()	(千円)	71,422	147,276	86,287	387,567	2,389,272
資本金	(千円)	983,007	984,017	996,368	1,267,726	1,395,718
発行済株式総数	(株)	8,728,300	8,732,200	8,781,200	9,073,300	9,519,918
純資産額	(千円)	1,375,073	1,523,159	1,454,680	2,391,631	177,254
総資産額	(千円)	1,614,335	1,775,258	2,549,288	6,264,647	4,263,158
1株当たり純資産額	(円)	156.16	173.19	165.17	260.78	16.44
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	()	()	7.5 ()	2.5 ()	()
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額()	(円)	8.19	16.87	9.87	43.37	261.85
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	(円)	8.17	16.80		42.93	
自己資本比率	(%)	84.4	85.2	56.9	37.8	3.7
自己資本利益率	(%)	5.4	10.2		20.3	
株価収益率	(倍)	67.16	30.06		46.00	
配当性向	(%)				5.8	
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	(人)	111 (13)	114 (13)	125 (12)	142 (16)	160 (17)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	157.6 (78.0)	145.3 (103.2)	914.8 (113.2)	574.5 (103.8)	134.4 (107.1)
最高株価	(円)	730	639	8,060	3,985	2,034
最低株価	(円)	325	358	480	1,277	367

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第19期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3 第19期及び第21期の自己資本利益率及び株価収益率については当期純損失及び1株当たり当期純損失金額が計上されているため記載しておりません。
4 第19期の配当性向については、その他資本剰余金を配当原資としているため記載しておりません。
5 第19期の1株当たり配当額7円50銭には、創業20周年記念配当5円を含んでおります。
6 最高・最低株価は名古屋証券取引所セントレックスにおけるものです。

2 【沿革】

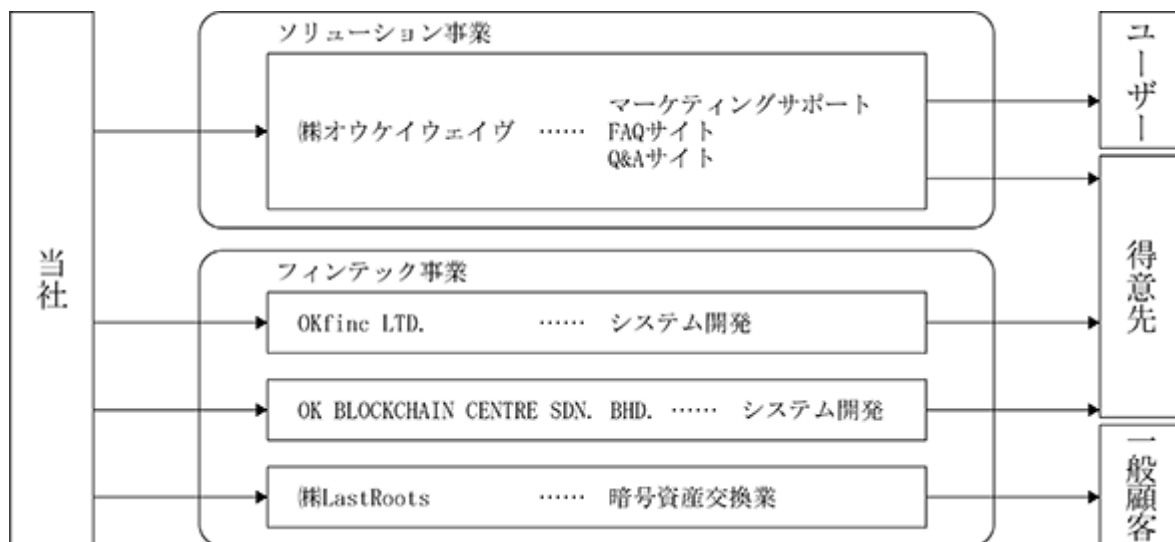
年月	事項
1999年7月	当社設立
2000年1月	「OKWebコミュニティ」（現在の「OKWAVE」）の提供開始
2000年7月	FAQ/問い合わせ管理システム「OKBIZ.」の提供開始
2000年11月	Q&Aサイト「OKWAVE」のデータベース貸出サービスの提供を開始
2005年1月	ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)適合性評価制度(現ISO27001)の認証を取得
2005年10月	現「OKBIZ.」がグッドデザイン賞を受賞
2006年6月	名古屋証券取引所セントレックスに株式を上場
2007年11月	米国子会社 OKWAVE INC. (現OKWAVE USA, Corporation) 設立
2012年3月	ソーシャル型CRMソリューション現「OKBIZ. for Community Support」販売開始
2013年4月	米国Davia, Inc.のデジタルグリーティングカード事業を事業買収
2013年5月	「OKWAVE 総合研究所」(現「オウケイウェイヴ総研」)を開設
2014年11月	専門家が回答する現「OKWAVE PROFESSIONAL.」の提供を開始
2016年6月	医療情報サービスを提供する株式会社OKEIOSを子会社化
2017年3月	不動産関連ソリューションを提供する株式会社OKGAIAを設立
2017年10月	ブロックチェーン関連事業を行う海外子会社OKfinc LTD.を設立
2018年5月	ブロックチェーン開発を専門とするOK BLOCKCHAIN CENTRE SDN.BHD.を設立
2018年10月	米国のセキュリティ製品を開発販売するPalantir Technologies, Inc.と資本業務提携
2018年12月	サンクスカードサービス「OKWAVE GRATICA」の提供開始
2019年4月	暗号資産交換業者（みなし業者）の株式会社LastRootsを子会社化
2019年11月	連結子会社である株式会社LastRootsが暗号資産交換業者として登録
2020年4月	クラウド型ヘルプデスクツール「OKWAVE IBiSE」の提供開始
2020年4月	代表取締役社長に福田道夫が就任
2020年7月	暗号資産業界向けAMLソリューション「OKWAVE JaNUS」の提供開始

3 【事業の内容】

当社グループは、2020年6月30日現在、連結子会社7社で構成されております。また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。

主な会社名とセグメント	事業内容
株式会社オウケイウェイヴ	
ソリューション事業	FAQ/お問合せ管理システム「OKBIZ.」の提供 Q&Aサイト「OKWAVE」のプラットフォームを活用したサービスの提供
OKfinc LTD.	
フィンテック事業	ブロックチェーンベースのシステムの受託開発
OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.	
フィンテック事業	ブロックチェーンベースのシステムの受託開発

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) OKWAVE USA, Corporation	米国カリフォルニア州	2,100千米ドル	ソリューション事業	100.0	役員兼任あり
株式会社OKEIOS	福岡県福岡市博多区	31,900千円	ソリューション事業	80.6	役員兼任あり
株式会社OKGAIA	東京都港区	46,500千円	ソリューション事業	100.0	役員兼任あり
OKfinc LTD. (注) 2、3	マレーシア国 ラブアン島	860千米ドル	フィンテック事業	100.0	役員兼任あり
OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD. (注) 2	マレーシア国 ジョホール州	4,700千RM	フィンテック事業	100.0 [100.0]	役員兼任あり
Octave Tech Investment S2 LLC (注) 2	米国デラウェア州	5,425千米ドル	フィンテック事業	100.0 [100.0]	役員兼任あり
株式会社LastRoots (注) 2	東京都中央区	429,318千円	フィンテック事業	90.7	役員兼任あり

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2 特定子会社であります。
 3 OKfinc LTD.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	1,077,400千円
	経常損失	120,390千円
	当期純損失	120,476千円
	純資産額	662,062千円
	総資産額	916,110千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ソリューション事業	126 (10)
フィンテック事業	109 (1)
全社(共通)	53 (10)
合計	288 (21)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。
- 3 臨時雇用者数が前連結会計年度末と比べて81名減少しておりますが、その主な理由は株式会社ブリックスを連結対象から除外したことによります。

(2) 提出会社の状況

2020年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数	平均年間給与(円)
160 (17)	38.5	5年7ヶ月	6,298,273

セグメントの名称	従業員数(人)
ソリューション事業	122 (10)
フィンテック事業	6 (1)
全社(共通)	32 (6)
合計	160 (17)

- (注) 1 従業員数は就業人員(子会社への出向者9名は除く)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
- 2 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
- 3 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。
- 4 従業員数が前事業年度末と比べて18名増加しておりますが、その主な理由は事業拡大に向け人材を確保したことによります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

「Oshiete(教える)」と「Kotaeru(答える)」という気持ちを、波(WAVE)のように広げることで、世界中のあらゆる問題を解決へつなげていくことを目指し、当社は、「互い助け合いの場の創造を通して、物心両面の幸福を実現し、世界の発展に寄与する」を理念に掲げております。

法人向けに提供しているFAQシステム「OKBIZ.」を中心とした法人向けサービスと誰でも気軽に質問と回答ができるQ&Aサイト「OKWAVE」とを発展させシナジーを生み出すことで、より多くのユーザーを獲得し、企業価値を高めてまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は収益性及び成長性の観点から売上高・営業利益・企業向けサービスの導入数・サイトの月間利用者数(UU)・ページビュー(PV)数・Q&A数を重要な経営指標としております。また、ユーザー満足率の観点から「ありがとう数」を重視しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、創業来続けてきたQ&Aサイト「OKWAVE」を軸に「良いことをしたら、その善意や感謝により加点され、社会の様々な場面で優待される」新しい経済圏を目指しており、社会の様々な場面で優待されるために必要となると考えていたフィンテック事業をさらに成長させるべく注力してまいりました。しかしながら、今期決算の状況から、財務情勢が厳しい状況にあることから、これまで主にM&Aにより拡大してきたフィンテック事業の戦略は見直し、足元は財務体質の改善に注力いたします。また、その先は、当社のMISSIONとして掲げる「互い助け合い」の精神をもとに、よりコアとなるソリューションやビジネス、技術などを中心とした方向性にシフトいたします。

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループの事業は基本的にインターネットを介したサービスであり、同業界においては様々なプレイヤーや新しいテクノロジーが常に創出され続けています。そういった外部環境や市場変化に対応できるサービスや体制作りが当事業における基本的な経営課題になると考えております。

また、2019年後半から続いております新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、ステークホルダーや従業員の安全衛生に配慮しながら刻々と変化する状況に迅速かつ適切に対処してまいります。

このような状況の中、当社グループが対処すべき重要な課題は、以下のとおりであります。

コーポレートガバナンスの改善・強化

当社グループは、当連結会計年度における業績の悪化及び財務基盤の課題を受け、早急の改善及び今後の成長戦略を支えるための経営基盤を強化していくため、取締役会及びそのサポート機能の強化に加え、経営幹部の教育や研修を通じリスク管理やコンプライアンスへの意識向上、コンプライアンス徹底のためのチェック機能の強化に取り組んでまいります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループには、「第2 事業の状況 2 事業のリスク(4)継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しておりますが、「第2 事業の状況 2 事業のリスク(4)継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載した対応策の実施により当該事象の解消に努めております。

2 【事業等のリスク】

当社グループのMISSION(企業理念)は互い助け合いの場の創造を通して、物心両面の幸福を実現し、世界の発展に寄与することであり、

現在、当社グループでは企業理念の実現に向けて、安定的な収益貢献のある企業向けFAQシステムの提供のほか、グローバル展開を視野に入れた新サービス、暗号資産取引所の運営、ブロックチェーン開発受託等を展開しております。このような新規事業分野の発展による収益構造や外部環境の変化を見据え、事業のリスクに対して適切かつ迅速

に対処できる環境を整えるため、リスク管理についても組織的に取り組んでおります。

具体的には、月に1度開催される各事業責任者が参加するリスクマネジメント委員会において、主に経営管理本部長が中心となり、事業活動に悪影響を与える可能性のある事項（リスク）の洗い出し、リスクを低減させるための対策、リスクが顕在化した場合の対処法を検討しております。その検討の結果、重要性が認められると委員会が判断した場合には、当該事項を取締役会及び監査役会に報告し、対応の検討を進めます。

下記に示しておりますリスクは有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当事業年度末日（2020年6月30日）において投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主要なリスクであると当社が判断しているものであり、全てが網羅されているとは限りません。記載されたリスク以外のリスクが顕在化することで、それらが当社事業に悪影響を与える可能性があります。

(1) 事業に関するリスク

ソリューション事業に関するリスク

a. レピュテーションの低下

当社グループが運営するQ&Aサイト「OKWAVE」に提供される質問・回答、商品、サービスに関する評価情報等は、全て利用者から提供される情報であり、利用者に質問・回答を強制することはできません。加えて、他のWebサイトと同様、Q&Aサイトには有用で好意的な回答だけでなく、誤った内容や誹謗中傷等の悪意的な内容の回答、第三者の著作権やプライバシー権等の権利を侵害する内容の回答も寄せられる可能性があります。当該リスクの発生可能性、発生時期は予測不能であり想定しておりませんが、何らかの原因により利用者から質問・回答等が提供されない状況が続いた場合や、誤った内容や誹謗中傷等の悪意的な内容の回答、第三者の著作権やプライバシー権等の権利を侵害する内容の回答が続いた場合、サイトの利用価値が薄れ、利用者からの信頼を失い当社グループの経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、健全で質の高いサイト運営を実現させるため、参加度合に応じたOK-チップの付与等、参加意欲の醸成を図っております。

b. 競合の発生と競争激化

企業向けサービスの提供においては、Q&Aコミュニティの運営ノウハウやシステムを各クライアント企業へ、特にカスタマーリレーションを目的として提供することで収入を得ております。今後CRM市場の動向や競合他社との価格競争等によっては当社グループの業績に影響をもたらす可能性があります。当該リスクの発生可能性、時期については当社グループの提供するシステムやマーケティング戦略が競合他社と比較して劣る場合には常態的に存在するものと考えております。また、同サービスは直近の事業年度における当社グループの収益基盤であり、当該リスクが顕在化した場合には当社グループの業績に与える影響が大きいと認識しております。

当社グループでは当該リスクへの対策として、Q&Aサイトを長年運営してきたノウハウにより他社との差別化に取り組んでいるほか、競合他社の動向を注視し、適切な販売価格の設定に取り組んでおります。さらに、新規事業領域の拡大に向けた新製品の開発、マーケティングの実施に取り組んでおります。

フィンテック事業に関するリスク

a. ブロックチェーン技術の進化、多様化

当事業では、ブロックチェーン・ベースのシステムの受託開発を行っております。ブロックチェーンは、セキュリティやマイニングの面で画期的な技術ですが、何らかの技術革新が起こり、ブロックチェーンが汎用的に開発可能なシステムとなる可能性があります。当該リスクの発生可能性、時期については予測不能であり想定しておりませんが、発生した場合には当社グループが保有していた優位性がなくなり、当社グループの業績に影響をもたらす可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、システム開発会社をマレーシアに有する強みを生かし、利便性が高く安全かつ柔軟な機能開発により、顧客満足度の高いシステムの開発、提供を行うことで優位性を保ち、同時に国内と連携したマーケティング活動を実施することで顧客の確保に努めております。

b. 暗号資産交換業の法律、規制改正

暗号資産交換業者として、資金決済に関する法律及び関連法令による各種規制並びに自主規制機関である一般社団法人日本仮想通貨交換業協会の定める諸規則に服しております。これらの関連法令、諸規則、業界の自主規制ルール等の制定又は改変等が行われる可能性があります。また、暗号資産の会計基準については、現在最も適切と考えられる方法を採用しておりますが、今後新たな会計方針の制定がなされる可能性があります。このようなリスクが発生する時期は、金融庁及び各自主規制機関等での問題検知によることが考えられますが、これにより予定通りに事業を推進できないことや、会計方針を変更する必要が生じることと

なり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、情報の収集に努め、また何らかの変更があった際には外部機関とも連携し組織的に対応できるような体制の構築に努めております。

新規事業に関するリスク

a．投資の回収遅延、回収不能

当社グループでは、収益基盤をさらに拡大するために、今後も新規事業への取り組みを進めていく方針ですが、事業環境の変化等により、新規事業が当社グループの目論見どおりに推移しない場合があります。このようなリスクの発生可能性、時期については新規事業への取り組みの際には必ず発生するものと考えております。新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかつた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、新規事業への参入の際には市場環境、参入障壁に関して事前に綿密な情報収集を行い、外部からの意見も取り入れながら当社グループの利益計画を検討することで、新規事業が想定通り推移しなかつた場合の撤退基準や対応策を定めたくうえで取り組みを開始します。

(2) 企業運営に関するリスク

資金調達に関するリスク

a．株式の希薄化に関するリスク

当社は、会社法第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づき、新株予約権を付与しています。また、今後も新株予約権を発行、付与する可能性があります。現在付与している新株予約権及び今後付与される新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。2020年6月30日現在、第三者割当により発行した新株予約権の行使により今後増加する可能性のある株式数は7,535,140株であり、発行済株式総数9,519,918株に対して、79.2%に相当します。この新株予約権の権利行使については、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した契約書に基づき、権利行使可能な期間及び行使可能株数等の条件を定めています。また、2020年6月30日現在、当社は役員に対するインセンティブを目的として新株予約権を発行しておりますが、この新株予約権の権利行使については、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した契約書に基づき株価コミットメント型の行使の条件が定められており、2020年6月30日現在、この条件を満たしておりません。

当社では当該リスクへの対策として、新株予約権の行使により得た資金を事業運営に的確に投資し収益性を高めていくことで希薄化を上回る株式価値の上昇に取り組んでおります。

b．第3回新株予約権付社債の償還義務

当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、CVI Investments, Inc. (以下「割当先」といいます。)の保有する第2回新株予約権付社債及びこれと同時に当該割当先に対して発行した第16回新株予約権の買入消却並びに割当先に対する第3回新株予約権付社債、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行を決議いたしました。第3回新株予約権付社債に係る割当先との間の買取契約においては、各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、原則として、第3回新株予約権付社債の総額の35分の1に相当する額又は残存する第3回新株予約権付社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分を、各社債の金額100円につき111円で償還しなければならないことが定められます。したがって、第3回新株予約権付社債の各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となり、かつ、当社が償還のための資金を適時に調達できない場合には、割当先との間でリファイナンスの協議及び交渉を行う必要が生じる可能性があります。かかる協議及び交渉の結果次第では、割当先にとって、より有利な条件でのリファイナンスを実施せざるを得ず、株式価値が希薄化する可能性があります。また、かかる協議及び交渉が不調に終わった場合、当社が償還義務を履行することができず、当社に買取契約上の債務不履行責任が発生すること等により、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、償還の条件である下限転換価額以下とならないよう株価対策を実施し、万が一償還義務が発生した場合に備え財務基盤の安定化に努めております。

企業結合、買収に関するリスク

a．企業買収、業務提携における投資の回収遅延、回収不能

当社は、リソースの強化及び収益獲得機会の拡大を目的に企業買収や業務提携を実施しております。買収後に不測の債務などが発生した場合や業績が悪化する場合があります。このようなリスクは企業買収や業務提携を開始する際に常時発生すると考えておりますが、買収時に想定した当社事業との相乗効果が十分に得られず、当社グループの業績、または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、対象となる企業については十分な審査によるリスクの把握に努めているほか、当社独自の利益計画を策定し、買収後の事業運営状況に関して管理、調整を行っております。

法的リスク

a．訴訟の提起

当連結会計年度において、当社グループに重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されていません。しかしながら、当社グループでは多岐にわたる事業展開をしており、様々な訴訟等を受ける可能性があり、その内容によっては当社グループの信用状況や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、事業に関連する各種法令、規制を遵守するとともに、知的財産権の適切な管理、契約内容の明確化、相手方との協議の実施により紛争の発生を未然に防ぐよう努めております。また、経営管理部を中心に関連会社の法務担当及び顧問弁護士等と連携し、体制の強化に努めております。

b．法的規制

当社グループの事業は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「資金決済に関する法律」、「金融商品取引法」等の制約を受けますため、今後、法的規制の変更等により新たな対応を余儀なくされる場合があります。このようなリスクが発生するのは各省庁等における現行の法解釈に何らかの変化が生じた場合、または、新たにインターネット関連業者を対象とした法的規制等が制定された場合と考えております。当社グループの業務が制約を受け想定通りに事業運営が進まなくなる等、当社グループの業績、及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、遵法精神のもと各法に従って業務を遂行しております。また、経営管理部を中心に関連会社の法務担当及び顧問弁護士等と連携し、体制の強化に努めております。

情報セキュリティに関するリスク

a．システムトラブル

システム障害、外部からの不正アクセス当社グループの事業はインターネットを中心にした通信ネットワークに依存しております。そのため、ウイルスの侵入、自然災害、長期的な大規模停電、事故等によりネットワークが切断される場合や、事業所の損壊やその他の理由により業務継続が困難になる場合があり、Webサイト運営に支障が生じ、当社グループの経営に大きな影響を与える可能性があります。また、外部からの不正アクセスやウイルスの攻撃等による犯罪、職員の過失等によりデータの書き換え、データの消去や不正流出の恐れがあります。これらの障害や不正の発生可能性、時期は予測不可能であるため想定していませんが、発生した際には当社グループに直接損害が生じるほか、当社グループシステムへの信頼が低下し当社グループの事業、業績並びに企業としての社会的信頼に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、安定的な運用のためのシステム強化、セキュリティ強化、負荷分散、ディザスタ・リカバリー（災害時におけるシステム障害からの復旧、修復体制）等、通信環境安定化に努めております。

b．情報漏洩

不正アクセス者等からの侵入や委託先管理不備により、当社グループが保有する利用者等の個人情報、特定個人情報及び顧客企業に関する情報が外部に漏洩し、不正使用される可能性があります。これらの事態の発生可能性、時期はは予測不可能であるため想定していませんが、このような事態が起こった場合には、当社グループへの損害賠償請求や当社情報セキュリティマネジメントに対する信用の失墜により、当社グループの事業推進及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、当社グループが保有する利用者等の個人情報、特定個人情報及び顧客企業に関する情報の取り扱いについては、ISO27001を取得し、厳重に社内管理並びに委託先管理を行っております。また、不正使用等に備え、当社は個人情報漏洩に対応する保険に加入しておりますが、全ての損失が完全に補填されるとは限りません。

人材の確保に関するリスク

a．人材獲得競争の激化

今後、人材獲得の激化による既存社員の流出や新たな人材の確保ができない場合があります。また、主にブロックチェーン開発に関しては限られた技術者のみが開発できる技術ですが、開発者の流出や新たな人員が確保できない場合があります。このようなリスクは当社の職場環境、待遇が競合他社に比較して劣る場合には常態的に発生すると考えておりますが、発生した場合には十分なりソースの確保ができず当社グループ

の業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、従業員の成長とやりがいの充足のため、定期的に新規事業創出の機会を与えております。また、働き甲斐のある職場環境の醸成にむけ執行役員CHROを中心として成長性のある組織環境を従業員同士で対話を通じて検討するなどの機会を設けて整えております。

(3) 自然災害、感染症に関するリスク

激甚災害に関するリスク

a. 保有資産の損傷、システムや社員への被害による経済活動、事業活動の停滞

自然災害が多く発生している昨今において大地震、水害、気候変動に伴うその他の自然災害により当社グループの事業運営が停滞し、開発や販売活動に支障をきたした場合は、当社グループの業績に影響を与える影響があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、緊急対策室を中心にBCP（事業継続計画）の策定、強化を行っております。またBCP訓練を定期的実施し、緊急時の対応に関する社員教育を行っております。データに関してはディザスタ・リカバリー（災害時におけるシステム障害からの復旧、修復体制）等の対策を行っております。

感染症の流行に関するリスク

a. 新型コロナウイルスの感染拡大

中国・湖北省武漢において初めて確認された新型コロナウイルスによる呼吸器疾患の最近の流行を含む広範な感染症の流行により、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。本日時点において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業績及び財政状態に及ぼす影響は認識していないものの、新型コロナウイルスによる呼吸器疾患を始めとした感染症の流行による影響は、広範かつ予測が困難であり、問題が長期化した場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは当該リスクへの対策として、リモートワーク、外出自粛といった外部環境の変化のなかで求められるサービスの提供を進めております。加えて、業務執行体制、販売体制においても従前と同様の対応をリモートにて行えるよう措置を講じております。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、子会社の赤字や償却負担等により、当連結会計年度において営業損失926百万円、経常損失996百万円を計上しております。また、投資有価証券評価損及び減損損失の計上等により、親会社株主に帰属する当期純損失2,952百万円を計上しております。上記により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

当該重要事象等を解消するため、フィンテック事業において、当初想定した計画通りに進捗していなかったグループ会社について売却を決定したほか、グループ全体として、計画の見直しや修正を実施し、財務の健全化、収益体制の強化を推し進めてまいりました。

今後、より一層の経営基盤の安定化に向けた各事業の経営体制の再編と利益重視の強化の施策を実行し、当該重要事象等の解消を図ってまいります。

具体的には、以下の施策を実行してまいります。

1. グループ・事業再編

不採算会社・事業の一部売却ならびに再編を実施することで、来期以降の成長につながる基盤を構築。

2. 経費削減

再編を実施することで管理コストを圧縮。また、ムリ・ムダ・ムラを徹底的に排除し、合理的な組織へ。

3. 営業損益及び営業キャッシュフロー向上

顧客データの分析により事業の成長性を見極め、確実性が高い分野へリソースを再配分することで、営業損益及び営業キャッシュフローの向上を目指す。

これらの施策を実行することにより、継続企業の前提に関する重要事象等を解消できるものと考えており、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度（2019年7月1日～2020年6月30日）において、ソリューション事業やインバウンド・ソリューション事業においては、前期に引き続きマーケットにおける需要の高まりなどもあり順調に推移いたしました。一方、フィンテック事業においては、前期まで受託していた大型案件終了の影響を埋めるには至らず、また子会社の赤字や償却負担などが大きく、厳しい状況となっております。

また、日本国内の社会環境において2020年3月頃から大きな影響を及ぼしているいわゆる新型コロナウイルスについて、ソリューション事業における商談が停滞するなど、主に新規の顧客獲得における影響が出ておりますが、収益構造としてはサブスクリプションのビジネスモデルであることから、その影響は限定的なものであります。

上記の状況に加え、保有する各種資産において複数の減損損失を計上したこと等もあり、当連結会計年度の業績については減収減益となりました。

	当連結会計年度 (千円)	前連結会計年度比	
		増減額(千円)	増減率(%)
売上高	4,795,518	96,840	2.0
営業損失	926,613	1,997,810	-
経常損失	996,949	1,898,834	-
親会社株主に帰属する 当期純損失	2,952,254	3,581,692	-

(事業別の概況)

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「1. 報告セグメントの概要（2）報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおり、報告セグメントを変更しております。このセグメント変更に伴い、以下の前期比較については、前期の数値を変更後の新セグメントに組み替えて表示しております。

旧セグメント		新セグメント	
コンシューマー・サービス事業	OKWAVE.JP (Q&Aサイト)、GRATICA マーケティングサポート関連	ソリューション事業	OKWAVE.JP (Q&Aサイト)、GRATICA 法人向けFAQ関連サービス
エンタープライズ・ソリューション事業	法人向けFAQ関連サービス	インバウンド・ソリューション事業	24時間多言語コンタクトセンター
インバウンド・ソリューション事業	24時間多言語コンタクトセンター	フィンテック事業	マーケティングサポート関連 ブロックチェーン関連開発 金融商品等の販売等
フィンテック事業	ブロックチェーン関連開発 金融商品等の販売等		

<ソリューション事業>

ソリューション事業の売上高は、主に法人向けサービス「OKBIZ.」シリーズの販売が牽引しており、同サービスについては引き続き需要が高まっていることや、安定して高水準の継続率を維持できていること、加えて当社サービスがマーケット内でも評価を受けており、導入企業からの口コミでの引き合いも増え、順調に成長を続けており売上高は2,305,410千円（前連結会計年度比344,956千円増）、セグメント利益は583,616千円（同120,054千円増）の増収増益となりました。

<インバウンド・ソリューション事業>

国際的なスポーツイベント等外部環境の好況や、昨年10月に株式会社JTBグローバルアシスタンスの多言語サービス事業に係るオペレーション機能を移管したことにより、売上高は934,044千円（前連結会計年度比87,776千円増）と伸長したものの、昨年よりも全体的に受託案件の利益率が低い案件が多くなったことや、引き続き人材開発を強化していること等からセグメント利益は162,115千円（同47,465千円減）の増収減益となりました。なお、2020年6月に、インバウンド・ソリューション事業を行っていた子会社の株式会社ブリックスの全株式を譲渡し

ました。

<フィンテック事業>

戦略的な提携と位置付けて業務受託契約を締結したビート・ホールディングス・リミテッドからの案件受託が売上、利益に貢献したものの、大口案件が業績を牽引した前期ほどには及ばず、利益面では金融子会社の収益が改善できず引き続き赤字であること等から売上高は1,556,063千円（前連結会計年度比529,573千円減）、セグメント損失は327,277千円(同1,968,883千円減)となりました。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度における資産残高は、主にOKプレミア証券株式会社を株式譲渡により連結対象から除外したことにより「証券業における短期差入保証金」及び「証券業における信用取引資産」等の資産が除外されたこと、ならびに「受取手形及び売掛金」、「暗号資産」、「のれん」及び「テクニカルライセンス」が減少したことにより5,671,462千円（前連結会計年度末比6,997,447千円減少）となりました。

(負債)

当連結会計年度における負債残高は、主にOKプレミア証券株式会社を株式譲渡により連結対象から除外したことにより「証券業における受入保証金」及び「証券業における信用取引負債」等の負債が除外されたこと、ならびに「未払金及び未払費用」及び「預り暗号資産」が減少したことにより4,662,931千円（前連結会計年度末比4,231,126千円減少）となりました。

(純資産)

当連結会計年度における純資産は、主に「資本金」及び「資本剰余金」が増加したものの、「利益剰余金」の減少により1,008,530千円（前連結会計年度末比2,766,320千円減少）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度と比べ774,356千円減少し、883,966千円となりました。また、各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失ではあるものの、主に売上債権の増減額、暗号資産の増減額、減損損失及び投資有価証券評価損により、864,939千円の収入となりました。（前連結会計年度は82,375千円の収入）

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に投資有価証券、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出等があったことにより、1,895,206千円の支出となりました。（前連結会計年度は3,597,203千円の支出）

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、主に株式の発行による収入により、255,278千円の収入となりました。（前連結会計年度は3,629,689千円の収入）

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため記載を省略しております。

b. 受注状況

当社グループは、受注から納品までが短期間のため記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	前年同期比(%)
ソリューション事業(千円)	2,305,410	+ 17.6
インバウンド・ソリューション事業(千円)	934,044	+ 10.4

フィンテック事業(千円)	1,556,063	25.4
合計(千円)	4,795,518	2.0

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Wowoo Pte.Ltd.	1,814,297	37.0		
Xinhua Mobile Limited			1,077,400	22.5

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高の状況)

ソリューション事業やインバウンド・ソリューション事業においては、前期に引き続きマーケットにおける需要の高まりなどもあり順調に推移いたしました。一方、フィンテック事業においては、前期まで受託していた大型案件終了の影響を埋めるには至らず、当期の売上高は4,795,518千円(前年同期比96,840千円減)となりました。

(営業利益の状況)

前期に引き続き子会社における専門性の高い付加価値サービスの提供や開発案件による原価構造の改善をはじめ、業務効率の改善、外注費や広告宣伝費等の適正な運用を継続して進めましたが、今後のさらなる成長に向けて新規事業構築関連や人材関連の費用がかさんだこと、また移転による消耗品費や通信費の増加や、当期から連結された子会社の影響もあり、営業損失は926,613千円(前年同期比1,997,810千円減)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益の状況)

期中購入した投資有価証券の評価損、減損損失の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は2,952,254千円(前連結会計年度比3,581,692千円減)となりました。

(資本の財源及び資金の流動性についての分析)

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、人件費を中心とした売上原価や販売費及び一般管理費であります。また、継続的なソフトウェアの開発、事業拡大のための株式や事業の取得に関する投資を目的とした資金需要があります。

当該資金につきましては、内部留保による手元資金のほか、営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入、株式発行による収入を基本としております。

(キャッシュ・フローの分析)

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(経営成績に重要な影響を与える要因について)

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

(経営者の問題認識と今後の方針について)

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

(1)業務提携契約について

契約会社名	相手先の名称	所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
-------	--------	-----	-------	------	------

株式会社オウケイウェイヴ	Palantir Technologies Inc.	100 Hamilton Avenue, Suite 300, Palo Alto, California, USA	2018年11月14日	2018年11月14日～2023年11月13日	同社が開発するビッグデータ分析製品等を主要なアジア各国の仮想通貨取引所に対して販売する権利を当社が付与され、Palantir社は当社に対し同社製品のトレーニングサービスを提供し、共同マーケティング等の協業を行うものとなります。
--------------	----------------------------	--	-------------	-------------------------	---

(2) OKプレミア証券株式会社の株式譲渡契約について

2020年5月25日開催の取締役会において、連結子会社であるOKプレミア証券株式会社の当社保有の全株式を第一商品株式会社に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し株式譲渡を実行しました。これによりOKプレミア証券株式会社は当社の連結子会社ではなくなりました。

株式譲渡の理由

OKプレミア証券については、2018年6月に全株式を取得し、当社のフィンテック事業における戦略の一旦を担うことを企図しておりましたが、当初想定していた計画通りには進捗しておらず、まだまだ大きな成果を達成するには時間を要すると考えておりました。また一方、現在当社は足元の資金繰りについては弱く、財務健全性を高める必要性がありました。この度第一商品よりOKプレミア証券の買収についての提案を頂き、協議を重ねた結果、当社持分の全てを譲渡することとなりました。

株式譲渡の方法

金銭を対価とする株式譲渡契約

株式譲渡の相手先の名称

第一商品株式会社

株式譲渡の実行日

2020年5月25日

当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引内容

名称	OKプレミア証券株式会社
所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1-28
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐藤歩
事業内容	金融商品取引業、商品先物取引業

譲渡株式数、譲渡価額及び異動前後の所有株式の状況

譲渡前の所有株式数	523,575株（議決権の数：523,575個）（議決権所有割合：100%）
譲渡株式数	523,575株（議決権の数：523,575個）
譲渡価額	固定譲渡価格：350百万円 変動譲渡価格：0円～100百万円
譲渡後の所有株式数	0株（議決権の数：0個）（議決権所有割合：0.00%）

変動譲渡価格については、2021年6月末に決済予定となっており、OKプレミア証券株式会社の2021年3月期の当期純利益に応じた金額となっております。

セグメント情報の開示において当該子会社が含まれている事業の名称

フィンテック事業

(3) 株式会社ブリックスの株式譲渡契約について

2020年6月17日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ブリックスの当社保有の全株式をブリックス出資組合に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年6月26日に株式譲渡を実行しました。これにより株式会社ブリックスは当社の連結子会社ではなくなりました。

株式譲渡の理由

株式会社ブリックスは、2012年に連結子会社化しており、同社のインバウンド・ソリューション事業は、当社の既存ビジネスであるソリューション事業とともに当社グループの収益の柱として事業を進めておりました。その後当社グループはフィンテック事業を新設し、3つのセグメントで事業を展開しております。このような中、当社ではAI、ブロックチェーン、情報セキュリティの各技術を組み合わせた感謝経済プラットフォームの拡大に向け様々なリソースを再配置するなど、選択と集中を進めております。また、同時に足元の資金繰りについては弱く、財政基盤強化が必要な状況であり、財務健全性を高める必要があります。当社としては、好条件での売却を意図して様々な選択肢を検討して参りましたが、その中でMBOによる株式譲渡が当社にとって最善の選択肢であると判断するに至ったことから、保有する全株式について譲渡することといたしました。

株式譲渡の方法

金銭を対価とする株式譲渡契約

株式譲渡の相手先の名称

ブリックス出資組合

株式譲渡の実行日

2020年6月26日

当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引内容

名称	株式会社ブリックス
所在地	東京都新宿区新宿4-3-17 FORCAST新宿SOUTH 4階
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉川健一
事業内容	通訳・翻訳業務、多言語コンタクトセンターの運営

譲渡株式数、譲渡価額及び異動前後の所有株式の状況

譲渡前の所有株式数	6,890株（議決権の数：6,890個）（議決権所有割合：76.85%）
譲渡株式数	6,890株（議決権の数：6,890個）
譲渡価額	300百万円
譲渡後の所有株式数	0株（議決権の数：0個）（議決権所有割合：0.00%）

セグメント情報の開示において当該子会社が含まれている事業の名称

インバウンド・ソリューション事業

5 【研究開発活動】

インターネット関連技術は技術革新の進歩が著しく、またそれに応じて業界標準及び利用者ニーズが急速に変化するため、新技術も相次いで登場しております。そこで当社グループの研究開発活動は、ユーザー満足度の向上に資するため、これらの新技術への対応を随時進行しております。

当連結会計年度における研究開発費の総額は7,293千円であり、全社共通の費用として管理しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、主として、本社移転、オフィス内装工事、システム環境向上のためのサーバ機器の購入及びソフトウェアの製作の取得等総額357,091千円であります。所要資金は自己資金及び資金調達を充当しております。

主なセグメント別の設備投資の状況は以下のとおりであります。

セグメントの 名称	設備投資額(千円)					
	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	テクニカル ライセンス	合計
ソリューション事業	-	24,189	-	68,920	-	93,109
インバウンド・ ソリューション事業	-	621	22,705	-	-	23,326
フィンテック事業	-	-	950	-	-	950
全業務共通	201,797	29,544	8,363	-	-	239,705

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年6月30日現在における各事業所の設備、投下資本ならびに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)	
			建物附属 設備	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア仮 勘定	テクニカルラ イセンス		合計
本社 (東京都渋谷区)	ソリューション事業	サーバ等		35	0			35	159(17)
	フィンテック事業	テクニカル ライセンス					1,711,895	1,711,895	
	全業務共通等	総括業務施設	281,053	38,220	6,991			326,265	
西日本本社 (大阪府大阪市北区)	全業務共通	業務施設		81				81	1()
第一データセンター (東京都)	ソリューション事業	サーバ等		45,353	150,165	10,109		205,628	
第二データセンター (東京都)	ソリューション事業	サーバ等		5,995				5,995	
第三データセンター (福岡県)	ソリューション事業	サーバ等		5,917				5,917	

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む)は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、当社運営サイトのユーザーの利便性向上を目的とし、以下のとおりサービス運営強化のためのシステム設備の増強を計画しております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	データセンター (東京都文京区)	ソリューション事業	工具、器具 及び備品	68,111		自己資金	2020年3月	2021年4月	

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年9月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,519,918	10,414,795	名古屋証券取引所 (セントレックス)	(注) 2
計	9,519,918	10,414,795		

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、当社は2012年7月1日より単元株制度を採用しており、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2019年5月21日臨時取締役会決議 第17回新株予約権 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役8名、当社監査役3名)		
	事業年度末現在 (2020年6月30日)	提出日の前月末現在 (2020年8月31日)
新株予約権の数(個)	10,120 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,012,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200	同左
新株予約権の行使期間	2019年6月6日から 2021年6月5日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

- 2 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

- 3 当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。）が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

- 4 行使条件は以下のとおりです。

本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも5,000円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。なお、上記の行使の条件に関わらず、普通取引終値が5,000円を上回った場合においても、その後1,100円を下回った場合については、再び5,000円を上回らない限り、本新株予約権の権利行使を行うことができないものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、または当社の連結子会社の取締役、従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2020年5月29日
新株予約権の数(個)	35[33]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株</p> <p>行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、当初434円とする。但し、転換価額は第3項及び第4項の規定に従って修正又は調整される。</p> <p>3 転換価額の修正 CB修正日において、CB修正日価額が、当該CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該CB修正日以降、当該CB修正日価額に修正される。但し、CB修正日にかかる修正後の転換価額が上限転換価額を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とし、下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。</p>

4 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記(2)）の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合は下記(2)に定義する取得価額等。また、下記(2)の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記(2)において調整後の転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額）に調整する。

(2) 新株発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第19回新株予約権及び第20回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項及びの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項及びにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(4)項に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号()及び()の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号()及び()にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(6)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金75,951,828円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6) 「特別配当」とは、2023年6月15日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金75,951,828円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (7) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (8) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(但し、上記(4)の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記(4)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(9) 上記(2)、(4)及び(5)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(10) 上記(2)、(4)及び(6)の規定にかかわらず、上記(2)、(4)又は(6)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が上記3に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額、上限転換価額及び下限転換価額の調整を行う。</p> <p>(11) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)及び(4)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2020年6月16日から2023年6月15日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日 2 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 3 当社が、本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,658,313,980円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格（会社法上の本新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額）は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。</p> <p>なお、CVI Investments, Inc.（以下「CVI」といいます。）との間で締結している買取契約（（注）2に定義する。）において、CVIは、本新株予約権付社債を第三者に譲渡（但し、CVIにおける管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch（100 North Tryon Street Charlotte, North Carolina 28255、Brian Moynihan（Chairman & CEO））、J.P. Morgan（383 Madison Avenue, New York, NY 10179-0001、Jamie Dimon Chairman & CEO）及びGoldman Sachs & Co.（200 West Street, New York, NY 10282、David M. Solomon（Chairman & CEO）））並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされています。）する場合には、当社取締役会の承認を得る必要がある旨が定められております。</p>

新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし
償還期限	2023年6月22日(木)
償還の方法	<ol style="list-style-type: none">1 本社債は、2023年6月22日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。2 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。3 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。4 当社が本項に従った支払いをする場合、利息制限法に定める制限の範囲内で行われるものとする。
金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	該当事項なし
新株予約権付社債の残高	2,658,313,980円 [2,506,410,324円]

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券の特質

- ・ 本新株予約権の行使請求（以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。
- ・ 転換価額の修正基準及び修正頻度について
転換価額は、2020年8月3日を初回の修正日とし、その後2023年5月までの毎月1日及び2023年6月15日（以下、個別に又は総称して「CB修正日」という。）において、当該CB修正日に先立つ10連続取引日において株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「CB修正日価額」という。）が、当該CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該CB修正日以降、当該CB修正日価額に修正される。
- ・ 転換価額の上限・下限の設定について
CB修正日にかかる修正後の転換価額が2021年6月15日までは603円、2021年6月16日以降2022年6月15日までは723円、2022年6月16日以降は964円（以下「上限転換価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(3)、(4)及び(9)の規定を準用して調整される。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とし、241円（以下「下限転換価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(3)、(4)及び(9)の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。なお、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。
- ・ 提出会社の決定による当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項の有無
定められておりません。

2. 本新株予約権及び本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間で締結された取決めの内容

金融商品取引法に基づく本新株予約権付社債並びに第19回及び第20回新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、割当予定先であるCVI Investments, Inc.（以下「CVI」といいます。）との間で、本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の割当て等を規定する買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。本買取契約において、以下の内容が定められております。

(1) CVIへの割当を予定する本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とします。

本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること

本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと

当社株式が上場廃止となっていないこと

当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと

当社がCVIに対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと

当社が、本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行につき、CVIが合理的に満足する形式及び内容のプレスリリースを公表していること

各CB修正日（営業日ではない場合には翌営業日（以下、本「2 本新株予約権付社債及び本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結された取決めの内容」において同じ。））において、上記(1)乃至に定める条件が充足され、かつ、当該CB修正日におけるCB修正日価額が下限転換価額を上回ることを条件として、CVIは、本社債のうち、本社債の総額の35分の1に相当する額及び本繰延分（下記(5)に定義します。以下、本「2 本新株予約権付社債及び本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結された取決めの内容」において同じです。）（但し、本社債の総額の35分の3を上限とし、これを超える本繰延分は自動的に次のCB修正日に繰り延べられます。）の合計額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「本対象部分」といいます。）を、当社普通株式に転換するものとします。なお、最終のCB修正日（2023年6月15日）において、上記(1)乃至に定める条件が充足され、かつ、当該CB修正日におけるCB修正日価額が下限転換価額を上回ることを条件として、CVIは、本繰延分及び残存する本社債の総額を、当社普通株式に転換するものとします。

- (3) 各CB修正日において、当該CB修正日におけるCB修正日価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき111円で償還しなければなりません。
- (4) 各CB修正日において上記(1)乃至に定める条件が充足され、かつ、当該CB修正日におけるCB修正日価額が下限転換価額を上回ることを条件として、当社は、CVIに対して10日前までに書面により通知することにより、当該CB修正日において、本社債のうち本対象部分を、各社債の金額100円につき111円で償還することができます。この場合、当該CB修正日において上記(2)の転換は行われません。
- (5) 上記(2)乃至(4)にかかわらず、CVIは、各CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、上記(2)乃至(4)に基づき当該CB修正日において転換又は償還すべき社債の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べることができます（繰り延べられた社債を「本繰延分」といいます。）。
- (6) 本新株予約権付社債の譲渡（但し、所有者における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされています。）には、当社取締役会の承認が必要です。なお、譲渡された場合でも、所有者の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

当社は、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第36条第1項及び同取扱い18(1)乃至(5)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、本新株予約権付社債につき、以下の行使数量制限が定められております。

当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換又は第19回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該転換又は行使により取得することとなる株式数が2020年6月15日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換又は第19回新株予約権の行使（以下「制限超過転換・行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過転換・行使を行うことができません。

また、割当予定先は、本新株予約権付社債の転換及び第19回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該転換又は行使が制限超過転換・行使に該当しないかについて当社に確認を行います。

割当予定先は、本新株予約権付社債又は第19回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過転換・行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。

また、本買取契約においては、下記「6.ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められております。

なお、本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

3. 当社の株券の売買について所有者との間で締結された取決めの内容

該当事項はありません。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間で締結された取決めの内容

該当事項はありません。

5. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」といいます。）に、行使請求しようとする本新株予約権に係る第3回新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出するものとします。

本項に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができません。

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生します。

6. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

7. ロックアップについて

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本第三者割当、本新株予約権付社債、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行又は発行済みの当社新株予約権の行使による当社普通株式の交付（但し、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。）、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、当社の取締役等へのストック・オプションの付与（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の5%以下とします。）その他日本法上の要請による場合等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日からCVIが本新株予約権付社債又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権を保有している期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、又は(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行若しくは処分又は売却を行わない旨を合意しております。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日からCVIが本新株予約権付社債又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権を保有している期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権付社債の下限転換価額又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権の下限行使価額を下回る払込金額による当社普通株式の発行又は処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が本新株予約権付社債の下限転換価額又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行又は処分を行わない旨を合意しております。

当社は、CVIの承諾を得て上記 又は の発行等を行う場合で、CVIが要求した場合、上記 又は の発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件でCVIに対しても発行等を行う旨を合意しております。

8. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

第19回新株予約権

決議年月日	2020年6月15日
新株予約権の数(個)	6,100 [900] (新株予約権1個につき100株)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>1 第19回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式610,000株[90,000株]とする(第19回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第19回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第19回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第19回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額 (円)</p>	<p>1 第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各第19回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 第19回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初434円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、修正日において、修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第19回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{時 価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第20回新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第20回新株予約権を除く。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで第19回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p>
-------------------------------	--

新株予約権の行使時の払込金額 (円)	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第19回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、第19回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使期間	2020年6月16日から2021年3月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	<p>1 第19回新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格 第19回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各第19回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 第19回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	各第19回新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の価額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする
金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	該当事項はありません。

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券の特質

・ 転換価額の修正基準及び修正頻度について

第19回新株予約権の行使価額は、2020年6月16日を初回の修正日とし、その後毎週火曜日（以下、個別に又は総称して「第19回ワラント修正日」という。）において、当該第19回ワラント修正日に先立つ10連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「第19回ワラント修正日価額」という。）が、当該第19回ワラント修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該第19回ワラント修正日以降、当該第19回ワラント修正日価額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

・ 転換価額の上限・下限の設定について

第19回新株予約権の上限行使価額は設定せず下限行使価額は241円とする。下限行使価額においても潜在株式数は上記記載の数字から変動しない。

・ 提出会社の決定による当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、取得日の60日前までに書面による通知（その他会社法第273条及び第274条の規定に従うものとする。）をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

2. 第19回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結された取決めの内容

金融商品取引法に基づく本新株予約権付社債並びに第19回及び第20回新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、割当予定先であるCVIとの間で、本買取契約を締結しております。

なお、本買取契約において、以下の内容が定められております。

(1) 本買取契約において、CVIへの割当を予定する第19回新株予約権の発行については、下記事項を満たしていることが定められています。

本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること

本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと

当社株式が上場廃止となっていないこと

当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと

当社がCVIに対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと

当社が、本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行につき、CVIが合理的に満足する形式及び内容のプレスリリースを公表していること

(2) なお、本買取契約において、第19回新株予約権の譲渡（但し、CVIにおける管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされています。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、CVIの権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

当社は、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第36条第1項及び同取扱い18(1)乃至(5)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、第19回新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められております。

当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換又は第19回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該転換又は行使により取得することとなる株式数が2020年6月15日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換又は第19回新株予約権の行使（以下「制限超過転換・行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。

割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過転換・行使を行うことができません。

また、割当予定先は、本新株予約権付社債の転換及び第19回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該転換又は行使が制限超過転換・行使に該当しないかについて当社に確認を行います。

割当予定先は、本新株予約権付社債又は第19回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対

して、当社との間で制限超過転換・行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。

また、本買取契約においては、下記「5. ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められております。

なお、第19回新株予約権の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

3. 第19回新株予約権の行使請求の方法

第19回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第19回新株予約権を行使することができる期間中に行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。

第19回新株予約権を行使する場合、本項の行使請求の通知に加えて、第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

第19回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項に定める口座に入金された日に発生します。

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第19回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、第19回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

5. ロックアップについて

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本第三者割当、本新株予約権付社債、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行又は発行済みの当社新株予約権の行使による当社普通株式の交付（但し、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。）、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、当社の取締役等へのストック・オプションの付与（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の5%以下とします。）その他日本法上の要請による場合等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日からCVIが本新株予約権付社債又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権を保有している期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、又は(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行若しくは処分又は売却を行わない旨を合意しております。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日からCVIが本新株予約権付社債又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権を保有している期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権付社債の下限転換価額又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権の下限行使価額を下回る払込金額による当社普通株式の発行又は処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が本新株予約権付社債の下限転換価額又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行又は処分を行わない旨を合意しております。

当社は、CVIの承諾を得て上記又はの発行等を行う場合で、CVIが要求した場合、上記又はの発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件でCVIに対しても発行等を行う旨を合意しております。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

第20回新株予約権

決議年月日	2020年6月15日
新株予約権の数(個)	8,000(新株予約権1個につき100株)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>1 第20回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式800,000株とする(第20回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第20回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・無償割当て・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。</p> <p>3 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第20回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第20回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額
(円)

- 1 第20回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各第20回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 第20回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初482円とする。
- 2 行使価額の修正

行使価額は、修正日において、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正日価額が上限行使価額を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
- 3 行使価額の調整
 - (1) 当社は、第20回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記第(2)号 の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号 に定義する取得価額等。また、下記第(2)号 の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記第(2)号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額)に調整する。
 - (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第19回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

新株予約権の行使時の払込金額
(円)

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「株式分割等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第20回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{時価} - \text{1株あたり特別配当})}{\text{時価}}$$

- (6) 「特別配当」とは、2024年6月17日までの間に終了する事業年度内に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

特別配当による行使価額の調整は、当該事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (7) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(8) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(4)号の場合は基準日）又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第20回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(10) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は第(6)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額、上限行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、第20回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号及び第(4)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使期間	2020年6月16日から2024年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	<p>1 第20回新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格 第20回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第20回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各第20回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 第20回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	各第20回新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の価額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	該当事項はありません

当事業年度の末日（2020年6月30日）における内容を記載しており、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券の特質

- ・ 転換価額の修正基準及び修正頻度について

第20回新株予約権の行使価額は、2020年12月15日、2021年6月15日、2021年12月15日、2022年6月15日、2022年12月15日、2023年6月15日、2023年12月15日及び2024年6月17日（以下、個別に又は総称して「第20回ワラント修正日」といいます。）において、当該第20回ワラント修正日に先立つ20連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、当該第20回ワラント修正日にかかる修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。

- ・ 転換価額の上限・下限の設定について

第20回新株予約権の上限行使価額は482円とし下限行使価額は241円とします。下限行使価額においても潜在株式数は上記記載の数字から変動しません。

- ・ 提出会社の決定による当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項の有無

該当事項はありません。

2. 第20回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結された取決めの内容
金融商品取引法に基づく本新株予約権付社債並びに第19回及び第20回新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、割当予定先であるCVIとの間で、本買取契約を締結しております。

なお、本買取契約において、以下の内容が定められております。

- (1) 本買取契約において、CVIへの割当を予定する第20回新株予約権の発行については、下記事項を満たしていることが定められています。

本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること

本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと

当社株式が上場廃止となっていないこと

当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと

当社がCVIに対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと

当社が、本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行につき、CVIが合理的に満足する形式及び内容のプレスリリースを公表していること

- (2) なお、本買取契約において、第20回新株予約権の譲渡（但し、CVIにおける管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされています。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、CVIの権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

また、本買取契約においては、下記「5. ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められております。

なお、第20回新株予約権の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

3. 第20回新株予約権の行使請求の方法

第20回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第20回新株予約権を行使することができる期間中に行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。

第20回新株予約権を行使する場合、本項の行使請求の通知に加えて、第20回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

第20回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第20回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項に定める口座に入金された日に発生します。

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第20回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、第20回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

5. ロックアップについて

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本第三者割当、本新株予約権付社債、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行又は発行済みの当社新株予約権の行使による当社普通株式の交付（但し、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。）、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、当社の取締役等へのストック・オプションの付与（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の5%以下とします。）その他日本法上の要請による場合等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日からCVIが本新株予約権付社債又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権を保有している期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、又は(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行若しくは処分又は売却を行わない旨を合意しております。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日からCVIが本新株予約権付社債又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権を保有している期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権付社債の下限転換価額又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権の下限行使価額を下回る払込金額による当社普通株式の発行又は処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が本新株予約権付社債の下限転換価額又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行又は処分を行わない旨を合意しております。

当社は、CVIの承諾を得て上記 又は の発行等を行う場合で、CVIが要求した場合、上記 又は の発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件でCVIに対しても発行等を行う旨を合意しております。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	第21期 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	0	1
当該期間の権利行使に係る交付株式数(数)	0	56,618
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	0	1,619
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	0	91
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約券付社債券等の数の累計(個)	-	1
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	56,618
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1,619
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	91

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	第21期 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	0	0
当該期間の権利行使に係る交付株式数(数)	0	0
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	0	0
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	0	0
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約券付社債券等の数の累計(個)	-	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	0

第16回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	第21期 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等の数(個)	0	0
当該期間の権利行使に係る交付株式数(数)	0	0
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	0	0
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万 円)	0	0
当該期間の末日における権利行使された当該行 使価額修正条項付新株予約券付社債券等の数の 累計(個)	-	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式 数(株)	-	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使 価額等(円)	-	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達 額(百万円)	-	0

第19回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	第21期 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等の数(個)	3,900	3,900
当該期間の権利行使に係る交付株式数(数)	390,000	390,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	418	418
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万 円)	163	163
当該期間の末日における権利行使された当該行 使価額修正条項付新株予約券付社債券等の数の 累計(個)	-	3,900
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式 数(株)	-	390,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使 価額等(円)	-	418
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達 額(百万円)	-	163

第20回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	第21期 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等の数(個)	0	0
当該期間の権利行使に係る交付株式数(数)	0	0
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	0	0
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万 円)	0	0
当該期間の末日における権利行使された当該行 使価額修正条項付新株予約券付社債券等の数の 累計(個)	-	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式 数(株)	-	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使 価額等(円)	-	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達 額(百万円)	-	0

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年7月1日～ 2016年6月30日 (注)1	25,300	8,728,300	3,372	983,007	3,372	952,807
2016年7月1日～ 2017年6月30日 (注)1	3,900	8,732,200	1,010	984,017	1,010	953,817
2017年7月1日～ 2018年6月30日 (注)1	49,000	8,781,200	12,350	996,368	12,350	966,168
2018年7月1日～ 2018年9月18日 (注)1	11,400	8,792,600	2,441	998,809	2,441	968,609
2018年9月28日 (注)2		8,980,800		998,809	959,582	9,027
2018年10月31日 (注)3	188,200	8,980,800	249,929	1,248,739	249,929	258,956
2018年11月1日～ 2019年6月30日 (注)1	92,500	9,073,300	18,987	1,267,726	18,987	277,944
2019年10月15日 (注)4	56,618	9,129,918	45,833	1,313,559	45,833	323,777
2020年6月16日～ 2020年6月22日 (注)1	390,000	9,519,918	82,159	1,395,718	82,159	405,936

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を966,168千円減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。なお同日において繰越利益剰余金からの配当による積立として6,585千円増加しております。

3 有償第三者割当

発行価額2,656円 資本組入額1,328円 割当先CVI Investments, Inc.

4 転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

5 2020年7月1日から有価証券報告書提出日までに転換社債型新株予約権付社債の転換と新株予約権の行使により発行済株式総数が894,877株、資本金及び資本準備金がそれぞれ175,217千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	8	102	15	13	6,981	7,120	
所有株式数 (単元)	-	832	2,620	6,423	10,960	358	73,983	95,176	2,318
所有株式数 の割合(%)	-	0.87	2.75	6.75	11.52	0.38	77.73	100.00	

(注) 自己株式86株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合 (%)
松田元	マレーシアジョホール州	950,700	9.99
兼元謙任	東京都町田市	853,945	8.97
BNYM AS AGT/CL TS NON TREATY J AS DEC	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NY 10286, UNITED STATES	574,400	6.03
ML PRO SEGREGA TION ACCOUNT	THE CORPORATION TRUST COMPANY CORPORATION T RUST CENTER 1209 ORANG E ST WILMINGTON DELAWA RE USA	248,818	2.61
福田道夫	東京都目黒区	226,249	2.38
杉浦元	東京都江東区	155,000	1.63
野崎正徳	神奈川県横浜市緑区	154,945	1.63
株式会社ブイ・シー・エヌ	東京都渋谷区恵比寿西1丁目8-1	100,000	1.05
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	95,100	1.00
松下眞次	大阪府守口市	88,700	0.93
計		3,447,857	36.22

- (注) 1. 前事業年度末現在主要株主であった兼元謙任は当事業年度末では主要株主ではなくなりました。
2. 兼元謙任氏、福田道夫氏及び野崎正徳氏の所有株式数は、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 松田元氏の持株数のうち90,700株及び兼元謙任氏の持株数のうち89,300株はビート・ホールディングス・リミテッドの株式取得にかかる支払いの担保に供しており、当該持分の口座名義人は保管先の証券会社です。本書提出日現在では支払いの実行により担保契約は解消されております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,517,600	95,176	
単元未満株式	普通株式 2,318		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	9,519,918		
総株主の議決権		95,176	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式86株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2019年9月26日)での決議状況 (取得期間2019年10月1日～2020年3月31日)	100,000	200
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額	100,000	200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 本取締役会決議に基づく自己株式の取得はありませんでした。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	86		86	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。利益還元につきましては、業績の推移・財務状況、将来の事業展開、投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら検討実施していくことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、期末の利益剰余金がマイナスの状態のため、無配とさせていただきます。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法454条5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、監督機能及び意思決定機能の強化を図り、コンプライアンスを確保するために、経営の透明性を高めること、またそのために実効性を評価していくことで、持続的な成長と企業価値の向上を目指します。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(ア) 企業統治の体制の概要

- ・当社は、監査役会設置会社であり、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任しております。
- ・取締役会は、下記の議長及び構成員の計5名で構成されており、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行います。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監査できる体制としております。

議長：代表取締役社長 福田 道夫

構成員：取締役副社長 佐藤 哲也

取締役 野崎 正徳

社外取締役 廣瀬 光伸

社外取締役 大森 泰人

- ・なお、当社は2019年10月1日付で、経営と執行の分離の観点から執行役員制度の導入を予定しており、執行役員は、取締役会が定める組織規程及び職務権限規程に基づき、所管する各部門の業務を執行します。
- ・取締役会は、経営計画全般を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を執行役員会議で定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督します。
- ・監査役会は、下記の議長及び構成員の計3名で構成されており、監査の方針、監査計画、監査の方法及び監査業務の分担等を決定しております。

議長：常勤監査役 飯田 俊彦

構成員：社外監査役 六川 浩明

社外監査役 茂木 政昭

- ・当該体制を採用する理由

当社はこれまで、創業メンバーを中心に、各業界での専門性の高いメンバーで構成された取締役と、実務経験豊富な監査役で構成されます。社外取締役については、それぞれ経営者としての豊富な経験を有し、独立した見解から経営の監視、提言及び助言等を行っております。また、監査役はそれぞれ高い専門性を有し、取締役会に対し監視を行っております。このような、取締役、監査役及び社外のメンバーの構成で、当社のコーポレート・ガバナンスが保たれると考えており、これまで採用してまいりました。

しかしながら、現在当社はM&Aも駆使しながら急速に事業を拡大してきたことにより、これまでのようなコーポレート・ガバナンス体制ではカバーしきれない部分もあると感じており、上記のとおり、執行役員体制を導入し、いわゆる経営と執行の分離を目的とした体制へとシフトしております。

経営と執行の分離を図ることで、意思決定機能と監督機能の充実を目指します。また、社外取締役については、それぞれ経営者としての豊富な経験を有し、独立した見解から経営の監視、提言及び助言等を行っております。また、監査役はそれぞれ高い専門性を有し、取締役会に対し監視を行っております。

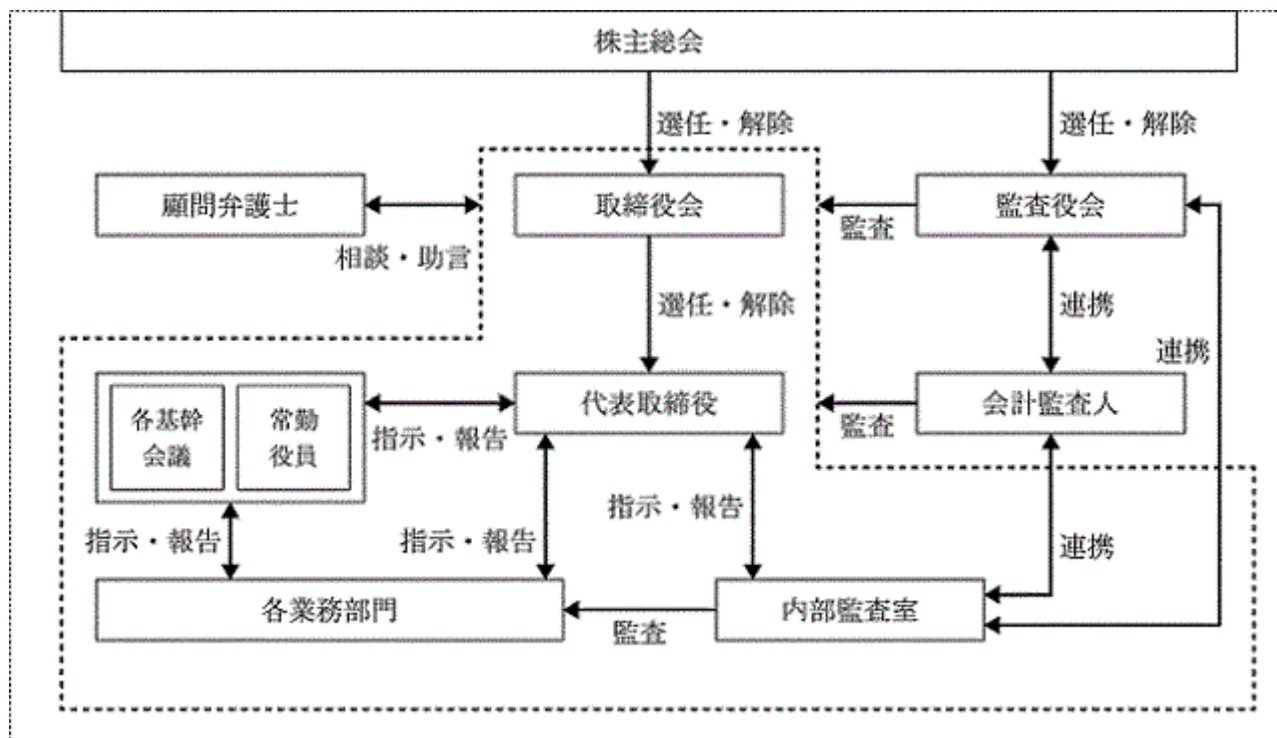
経営と執行の分離及び社外取締役と監査役による監視を行い、かつ継続的な実効性を評価していくことで、適切な経営が担保されるものと考えております。

経営上の意思決定機関である取締役会は、本書提出日現在、3名の社内取締役と2名の社外取締役の計5名の取締役で構成され、監査役出席のもとに開催されます。毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役会の他に、月1回、社内役員を中心とした執行役員会議を開催し、経営上の重要事項の情報共有、具体的な業務執行内容の決定、戦略の検討等を行っております。

内部統制の重要な位置づけとして、監査役、内部監査室、会計監査人が相互に連携を図りながら監査を推進すると同時に、内部統制推進部門に対しても必要な指摘、指導等を行っております。

さらに、重要な法的判断を要する事項については顧問弁護士に相談のうえ検討を行っております。



(イ) リスク管理体制の整備状況

当社では、リスクを的確に把握し管理していくことを重要な経営課題のひとつであると考え、リスク管理体制の強化に取り組んでおります。具体的には、情報の改ざん、漏えい等に対する情報セキュリティの向上を目的として、2005年1月にはISMS（現ISO27001）を取得し運用する等、常に改善を続ける仕組みを導入しております。

(ウ) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、グループの経営管理体制を明確化し、コンプライアンス及びリスクマネジメント、人事制度等の体制を運営しております。

法令・企業倫理の遵守のため各社が行う教育及び研修ならびに各社の法務、経理財務関係業務については、当社の担当部署が支援、指導を行います。また、法令・企業倫理等に反する行為に関し、関連会社各社の役員及び使用人からの通報や相談を受け付ける体制を整備しております。

企業統治に関するその他の事項

(ア) 取締役の定数

当社は、取締役を9名以内とする旨を定款で定めております。

(イ) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(ウ) 自己株式取得の決定機関

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めております。

(エ) 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

(オ) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

(カ) 取締役および監査役の実任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	福 田 道 夫	1971年5月21日生	1995年4月 日本電信電話株式会社 入社 2000年6月 当社 取締役 2001年4月 当社 取締役副社長 2016年7月 当社 コンシューマーソリューション事業部長 2019年4月 OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN.BHD. CMO 2020年4月 当社 代表取締役社長(現任) 2020年4月 OKfinc LTD. CEO(現任) 2020年4月 OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN.BHD. CEO(現任) 2020年5月 株式会社LastRoots 取締役(現任)	(注)3	226,249
取締役副社長	佐 藤 哲 也	1961年9月29日生	1984年4月 株式会社リコー 入社 1992年9月 マイクロソフト株式会社(現 日本マイクロソフト株式会社) 入社 2000年3月 同社 業務執行役員 パーソナルシステム事業部長 2001年7月 同社 業務執行役員 製品マーケティング本部長 2004年1月 同社 業務執行役員 エンタープライズクロスインダストリー本部長 2007年7月 同社 業務執行役員 センทรัลマーケティング本部長 2012年12月 当社 入社 エンタープライズソリューション事業部長 2013年7月 当社 マーケティング本部長 2014年1月 当社 OKWAVE総合研究所所長 2014年9月 当社 取締役 2018年6月 株式会社ブリックス 取締役 2019年7月 当社 ソリューション事業部長 2019年9月 当社 取締役副社長(現任)	(注)3	11,089
取締役	野 崎 正 徳	1969年12月8日生	1994年8月 山田長満会計事務所 入所 2000年2月 当社 取締役(現任) 2000年9月 当社 財務本部長 2011年7月 当社 経営管理本部長 2012年10月 株式会社ブリックス 取締役 2017年10月 OKfinc LTD. CFO(現任)	(注)3	154,945

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	廣瀬光伸	1974年1月29日生	1994年8月 日本テクニカルサービス株式会社入社 1996年7月 株式会社カシマ 入社 1997年3月 株式会社ソフトアンドハード・デバイス 入社 1998年10月 サイトデザイン株式会社設立 常務執行役員 2000年11月 ゼロエクス株式会社設立 代表取締役 2006年7月 株式会社ノッキングオン 入社 社長室長 2011年7月 株式会社イメージエポック 取締役 2012年3月 AppBank株式会社設立 取締役 2017年2月 株式会社エグゼクティブ・パートナー 代表取締役(現任) 2018年1月 YOZMA GROUP JAPAN株式会社 取締役副社長COO 2018年4月 株式会社MiTERU設立 取締役(現任) 2019年9月 当社 取締役(現任) 2020年7月 フォビジャパン株式会社 取締役副社長(現任)	(注)3	
取締役	大森泰人	1958年7月2日生	1981年4月 大蔵省 入省 1997年7月 証券局市場改革推進室長 1998年7月 東京国税局調査第一部長 2001年7月 金融庁調査室長兼法務室長 2002年7月 金融庁証券課長 2003年7月 金融庁市場課長 2007年7月 金融庁企画課長 2009年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局次長 2011年11月 内閣府震災支援機構設立準備室長 2012年3月 復興庁審議官 2013年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局局長 2015年11月 株式会社第一生命経済研究所 顧問 2018年1月 株式会社エボラブルアジア(現株式会社エアトリ) アドバイザー 2019年1月 同社 取締役(現任) 2020年1月 株式会社LastRoots 取締役(現任) 2020年9月 当社 取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	飯田 俊彦	1953年3月27日生	1975年4月 株式会社東京銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入社 1986年12月 ウエストバック銀行 入行 1990年1月 BHF銀行 入行 1993年5月 スイス銀行 入行 1996年5月 株式会社東京銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 1997年6月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2000年4月 株式会社メッツ 入社 2003年11月 株式会社日本キャピタルシステム 入社 2004年7月 Global Futures & Forex Ltd. 東京支店 代表者 2014年4月 ゲインキャピタルジャパン株式会社 取締役 2016年7月 アイネット証券株式会社 代表取締役 2018年4月 当社入社 コンプライアンス室長 2018年7月 プレミア証券株式会社（現OKプレミア証券株式会社） 監査役 2018年9月 当社 監査役（現任） 2019年4月 株式会社LastRoots 監査役（現任）	(注) 4	
監査役	六川 浩明	1963年6月10日生	1997年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1997年4月 堀総合法律事務所 入所 2002年6月 Barack Ferrazzano法律事務所（シカゴ）入所 2004年4月 千葉大学法科大学院 講師 2007年3月 東京青山・青木・狛Baker&McKenzie法律事務所入所 2007年4月 首都大学東京産業技術大学院大学（現東京都立産業技術大学院大学）講師（現任） 2008年6月 小笠原六川国際総合法律事務所（現任） 2008年10月 独立行政法人雇用能力開発機構職業能力開発総合大学校講師 2009年3月 株式会社船井財産コンサルタンツ（現株式会社青山財産ネットワークス） 社外監査役（現任） 2009年4月 成城大学法学部講師 2010年12月 夢真ホールディングス株式会社 社外監査役（現任） 2011年6月 SBIモーゲージ株式会社 社外取締役 2012年4月 東海大学法科大学院教授 2013年1月 株式会社システムソフト 社外監査役（現任） 2016年6月 株式会社医学生物学研究所 社外監査役（現任） 2016年12月 株式会社ツナグ・ソリューションズ（現株式会社ツナググループ・ホールディングス） 社外取締役（現任） 2017年9月 当社 監査役（現任）	(注) 5	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	茂木政昭	1982年5月20日生	2005年4月 東日本電信電話株式会社 入社 2010年2月 有限責任あずさ監査法人 入所 2017年1月 株式会社ミスミグループ本社 入社 2019年12月 茂木公認会計士事務所 開業(現任) 2020年4月 茂木政昭税理士事務所 開業(現任) 2020年9月 当社 監査役(現任)	(注)6	
計					392,283

- (注) 1 取締役廣瀬光伸及び大森泰人は、社外取締役であります。
2 監査役六川浩明及び茂木政昭は、社外監査役であります。
3 任期は、2020年9月29日開催の定時株主総会から2021年9月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
4 任期は、2018年9月22日開催の定時株主総会から2022年9月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
5 任期は、2017年9月23日開催の定時株主総会から2021年9月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
6 任期は、2020年9月29日開催の定時株主総会から2021年9月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
7 上記の所有株式数には、役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
8 上記の所有株式数は、2020年6月30日現在のものです。

社外役員の状況

本書提出日現在、当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

取締役廣瀬光伸氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、同氏がこれまで培ってきた幅広い見識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点でアドバイスを頂けるものと判断し、選任しております。

取締役大森泰人氏は、金融庁での経験を有しております。同氏の豊富な経験と専門的な知見は当社の戦略にとって有益であり、社外取締役としての客観的な視点から監督を行っていただくことが当社のガバナンス機能の強化に資すると判断し、選任しております。

監査役六川浩明氏は、小笠原六川国際総合法律事務所代表弁護士であり、弁護士としての豊富な経験を有しております。同氏がこれまで培ってきた幅広い見識をもとに、議案審議等に必要なアドバイスをいただけるものと判断し、選任しております。

監査役茂木政昭氏は、公認会計士として豊富な知見を有しております。同氏の財務・会計・税務に関する専門性の高い知見及び上場企業を含む他企業における勤務経験を活かし、当社グループにおける監査機能の実効性を高めていただけるものと判断し、選任しております。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては会社経営、または監査実務に関する豊富な知識・経験の有無、有価証券上場規程に定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、監査役会と内部監査部門、会計監査及び内部統制部門との意見交換を行うほか、社外役員による意見交換も行い、部門間で連携をはかっております。

また、社外取締役及び社外監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも社内取締役及び従業員に対して説明又は社内資料の提出を求めることができるものとしております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査役監査

内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、監査担当者2名により、計画的な内部監査活動を実施しております。内部監査報告書は社長に提出され、また、被監査部門に対しては、改善事項の指摘及び指導を行い、継続的に改善の進捗状況の報告を義務づけております。また、監査役及び会計監査人との連携を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
飯田 俊彦	13回	13回
六川 浩明	13回	13回
奥田 かつ枝	11回	10回

監査役会における主な共有・検討事項としては、主要な子会社の業務状況の報告、会計監査人の評価、内部監査報告等を行っております。常勤監査役、社外監査役ともに取締役会に出席し、助言、要望を行っております。

また、常勤監査役は重要会議に出席し助言、提言を行うほか社内の重要な決裁書、会議資料の内容の確認、内部監査部門への内部監査計画の調査及び定期的な意見交換等を行っております。

当社の監査役会は本書提出日現在3名で構成され、うち2名は社外監査役であります。各々が、企業の管理部門または金融機関での業務経験が豊富であり、財務、法務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役会は毎月1回開催され、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するほか、会計監査人や内部監査担当者と連携し、取締役の職務執行に対する監査を行っております。

内部監査担当者及び監査役は、監査活動の効率化や更なる質的向上のため、相互に連携を深めていると同時に、会計監査人とも情報交換を行うことで監査体制をより強化しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

南青山監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

代表社員 業務執行社員 葦澤 政男

代表社員 業務執行社員 中島 敦史

代表社員 業務執行社員 黛 基比古

代表社員 業務執行社員 今井 悦子

d. 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者は公認会計士10名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定については、当社の事業内容、会計監査人に必要な専門性、監査品質ならびに独立性を勘案考慮し決定しております。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には解任又は不再任の決定方針の策定、再任することの適否の決定、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任及び選任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の決議により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を説明いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を基準に評価を行っております。当該基準に基づき監査法人の評価を行った結果、会計監査人の専門性、監査品質ならびに独立性において適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第20期連結会計年度の連結財務諸表及び第20期事業年度の財務諸表

監査法人銀河

第21期連結会計年度の連結財務諸表及び第21期事業年度の財務諸表

南青山監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

イ．異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する公認会計士等の名称 南青山監査法人

退任する公認会計士等の名称 監査法人銀河

ロ．異動の年月日

2019年12月24日

ハ．退任する公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2019年9月28日

ニ．退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

ホ．異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

監査法人銀河は札幌と東京に拠点を有し、当社は主にその東京拠点メンバーによって監査を受けておりましたが、2019年11月15日に南青山監査法人が設立され、当社の監査を担当する監査法人銀河の東京メンバーの一部が南青山監査法人に参画したことから、南青山監査法人より当社監査について監査を受嘱したい旨の連絡をいただきました。

その後、当社及び現会計監査人である監査法人銀河とも協議したうえで、当社にて南青山監査法人及び監査法人銀河における監査の体制及び監査報酬額を検討いたしました。

当社は現在、2020年6月期第2四半期の会計期間中であり、南青山監査法人に監査を依頼し、引き続き同じ公認会計士による監査を受けることは、監査の継続性の観点から合理性があること、また、南青山監査法人は2019年11月15日に設立され上場会社の会計監査人の経験は無いものの、同法人の社員は過去に帰属した監査法人において上場会社の監査経験があり、会計監査人に必要な専門性、独立性、適切性、品質管理体制等を具備していること、及び監査報酬額が相当であることを確認し、加えて、当社の監査業務執行社員3名は、前会計年度より当社の監査を行い、当社の現状のビジネス及び将来の方向性を理解しているなど、当社グループの規模拡大に伴って必要となる会計監査に適する監査法人であると判断し、監査法人銀河とは契約を終了することに至り、南青山監査法人と新たに契約を締結するに至りました。

ヘ．上記ホの理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ています。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	72,000		75,427	
連結子会社	3,000		17,000	
計	75,000		92,427	

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イ．を除く)

該当事項はありません。

ハ．その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社では、監査公認会計士等の監査計画・監査内容、監査に要する時間数を十分に考慮し、適切に監査報酬額を決定しています。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況ならびに報酬等の見積の算出根拠などを確認し検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬等の限度額は、2018年9月22日開催の第19回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬等の限度額は、2002年9月20日開催の第3回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しているほか、2006年9月23日開催の第7回定時株主総会において、ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額10百万円以内と決議しております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役5名、監査役3名であります。役員区分ごとの報酬等の額に関する考え方及び算定方法の決定に関する事項は、以下のとおりです。

（取締役）

取締役の報酬等につきましては、現状業績連動報酬や株式報酬等については定めておりません。現時点では当社事業はまだ成熟しきっていないことや、業績と株価が連動していないなど、業績や株価が連動性をもって成果に現れる段階ではないことから、職責や役位に応じた固定報酬のみとなっております。

なお、社外取締役につきましては、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとしております。取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る基本方針につきましては、取締役会にて、上記株主総会決議の範囲内において決定しております。

また、その具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された金額の範囲内で、役職区分や成果等に応じて代表取締役社長である福田が決定しております。

(監査役)

監査役の報酬等の額は、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、2018年9月22日に行われた監査役会にて監査役の協議により決定しております。なお、監査役につきましては、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	82,873	82,873				6
監査役 (社外監査役を除く)	6,507	6,507				1
社外役員	15,969	15,969				5

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の値上がりによる利益または株式の配当による利益を目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、取引先との取引関係強化等を目的とした株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）について、当該株式が安定的な取引関係の構築、業務提携関係の構築や維持・強化につながり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に限り保有していく方針です。また、個別の保有株式については、取締役会において株式を保有する企業の財務及び経営状況等を確認し、保有の妥当性について検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	10	134,278
非上場株式以外の株式	1	78,035

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式	1	1,461,200	取引関係の強化のための新規取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	2	99,518

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)		
日本PCサービス(株)		130,000	営業取引関係の維持・強化を目的として保有していましたが、当事業年度において保有株式全株を売却しました。	無
		166,140		
BeatHoldings Limited	804,488		保有目的：取引関係の維持・発展 定量的な保有効果：(注) 株式数が増加した理由：取引関係の強化	無
	78,035			

(注) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難ではありますが、個別の保有意義を検証しており、現状保有する特定投資株式はいずれも保有に伴う経済的合理性等を総合的に勘案し、適正な範囲内で保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式			1	25,304

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額(千円)	売却損益の合計額(千円)	評価損益の合計額(千円)
非上場株式			
非上場株式以外の株式		47,003	

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年7月1日から2020年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年7月1日から2020年6月30日まで)の財務諸表について、南青山監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等について当社への影響を適切に把握するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加し、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,660,925	1,086,566
受取手形及び売掛金	1,796,425	244,576
暗号資産	1,604,977	743,777
商品及び製品	9,559	-
仕掛品	1,113	-
保管有価証券	25,433	-
証券業における預託金	276,414	-
証券業における信用取引資産	949,029	-
証券業における短期差入保証金	1,494,523	-
証券業における支払差金勘定	105,104	-
前払費用	84,026	73,016
短期貸付金	801	124,742
その他	155,011	51,161
貸倒引当金	34,663	752
流動資産合計	8,128,682	2,323,088
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	139,543	367,216
減価償却累計額	113,155	85,836
建物及び構築物(純額)	26,388	281,380
工具、器具及び備品	554,740	473,258
減価償却累計額	451,899	373,150
工具、器具及び備品(純額)	102,841	100,108
土地	4,000	-
その他	0	-
有形固定資産合計	133,229	381,489
無形固定資産		
特許権	10,019	10,589
商標権	8,790	11,252
ソフトウエア	117,588	168,711
ソフトウエア仮勘定	135,323	10,109
のれん	766,088	-
テクニカルライセンス	2,242,509	1,711,895
無形固定資産合計	3,280,319	1,912,558
投資その他の資産		
投資有価証券	932,566	751,013
差入保証金	160,279	177,874
長期貸付金	36,510	133,510
長期未収入金	39,690	449,911
その他	34,233	45,604
貸倒引当金	76,602	503,587
投資その他の資産合計	1,126,678	1,054,327
固定資産合計	4,540,227	3,348,374
資産合計	12,668,910	5,671,462

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	117,788	61,366
短期借入金	354,959	1 350,000
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	916,660	835,470
未払金及び未払費用	589,741	308,240
証券業における信用取引負債	949,029	-
証券業における預り金	48,308	-
証券業における受入保証金	1,778,950	-
顧客からの預り金	238,547	183,774
預り暗号資産	1,520,664	725,324
未払法人税等	159,028	158,022
未払消費税等	43,775	5,080
1年内返済予定の長期借入金	67,400	-
前受金	58,903	75,835
預り金	33,507	11,718
資産除去債務	40,000	-
その他	74,595	11,203
流動負債合計	6,991,859	2,726,037
固定負債		
長期借入金	29,900	-
転換社債型新株予約権付社債	1,833,320	1,822,843
繰延税金負債	23,668	-
資産除去債務	3,954	114,050
固定負債合計	1,890,842	1,936,894
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	1,355	-
商品取引責任準備金	10,000	-
特別法上の準備金合計	11,355	-
負債合計	8,894,058	4,662,931
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,267,726	1,395,718
資本剰余金	667,778	841,232
利益剰余金	1,774,227	1,200,710
自己株式	85	85
株主資本合計	3,709,647	1,036,155
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	62,674	56,582
その他有価証券評価差額金	51,024	2,631
その他の包括利益累計額合計	11,650	59,214
新株予約権	25,494	20,743
非支配株主持分	51,360	10,845
純資産合計	3,774,852	1,008,530
負債純資産合計	12,668,910	5,671,462

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
売上高	4,892,359	4,795,518
売上原価	1,824,985	2,294,183
売上総利益	3,067,373	2,501,334
販売費及び一般管理費	1, 2 1,996,176	1, 2 3,427,948
営業利益又は営業損失()	1,071,197	926,613
営業外収益		
受取利息	3,529	618
受取配当金	40	-
為替差益	21,145	-
貸倒引当金戻入額	1,173	-
業務受託料	2,761	1,485
保険返戻金	-	11,798
還付消費税等	-	62,739
暗号資産評価益	-	10
雑収入	3,452	12,775
営業外収益合計	32,103	89,428
営業外費用		
支払利息	3,871	4,849
貸倒引当金繰入額	-	81,199
為替差損	-	301
支払手数料	29,208	2,984
支払報酬	164,817	66,297
雑損失	3,518	4,132
営業外費用合計	201,415	159,764
経常利益又は経常損失()	901,884	996,949
特別利益		
新株予約権戻入益	302	2,286
金融商品取引責任準備金戻入額	279	-
商品取引責任準備金戻入額	1,407	-
投資有価証券売却益	29,486	52,387
関係会社株式売却益	-	268,666
資産除去債務戻入益	-	22,562
特別利益合計	31,476	345,902
特別損失		
固定資産除却損	3 823	3 24,263
減損損失	4 19,730	4 792,251
投資有価証券評価損	86,001	1,450,690
社名変更費用	-	9,629
投資有価証券売却損	996	-
移転関連費用	-	26,635
金融商品取引責任準備金繰入	-	480
商品取引責任準備金繰入額	-	4,565
特別損失合計	107,552	2,308,516
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	825,809	2,959,564
法人税、住民税及び事業税	178,634	21,955
法人税等還付税額	5,701	-
法人税等調整額	8,453	-
法人税等合計	181,387	21,955

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
当期純利益又は当期純損失()	644,422	2,981,520
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	14,984	29,265
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()	629,437	2,952,254

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
当期純利益又は当期純損失()	644,422	2,981,520
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	45,018	6,092
その他有価証券評価差額金	51,332	53,656
その他の包括利益合計	1 6,314	1 47,563
包括利益	650,736	3,029,083
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	635,752	2,999,818
非支配株主に係る包括利益	14,984	29,265

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調 整勘定	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計
当期首残高	996,368	974,042	633,025	85	2,603,351	17,656	308	17,965
当期変動額								
新株の発行	271,358	271,358			542,717			
剰余金(その他資本 剰余金)の配当		65,858			65,858			
親会社株主に帰属す る当期純利益			629,437		629,437			
欠損填補		511,763	511,763		-			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						45,018	51,332	6,314
当期変動額合計	271,358	306,263	1,141,201	-	1,106,296	45,018	51,332	6,314
当期末残高	1,267,726	667,778	1,774,227	85	3,709,647	62,674	51,024	11,650

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	4,301	11,610	2,601,298
当期変動額			
新株の発行			542,717
剰余金(その他資本 剰余金)の配当			65,858
親会社株主に帰属す る当期純利益			629,437
欠損填補			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	21,193	39,749	67,257
当期変動額合計	21,193	39,749	1,173,553
当期末残高	25,494	51,360	3,774,852

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調 整勘定	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計
当期首残高	1,267,726	667,778	1,774,227	85	3,709,647	62,674	51,024	11,650
当期変動額								
新株の発行	127,992	127,992			255,984			
剰余金の配当			22,683		22,683			
親会社株主に帰属する 当期純損失()			2,952,254		2,952,254			
連結子会社株式の取得による 持分の増減		6,611			6,611			
連結子会社の増資による 持分の増減		38,849			38,849			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						6,092	53,656	47,563
当期変動額合計	127,992	173,454	2,974,937	-	2,673,492	6,092	53,656	47,563
当期末残高	1,395,718	841,232	1,200,710	85	1,036,155	56,582	2,631	59,214

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	25,494	51,360	3,774,852
当期変動額			
新株の発行			255,984
剰余金の配当			22,683
親会社株主に帰属する 当期純損失()			2,952,254
連結子会社株式の取得による 持分の増減			6,611
連結子会社の増資による 持分の増減			38,849
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,750	40,515	92,828
当期変動額合計	4,750	40,515	2,766,320
当期末残高	20,743	10,845	1,008,530

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	825,809	2,959,564
減価償却費	171,554	363,352
のれん償却額	77,346	148,136
株式報酬費用	2,286	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	30,774	448,694
受取利息及び受取配当金	3,529	618
支払利息	3,871	4,849
為替差損益(は益)	6,326	165
新株予約権戻入益	302	2,286
資産除去債務戻入益	-	22,562
保険戻入金	-	11,798
固定資産除却損	823	24,263
減損損失	19,730	792,251
移転関連費用	-	26,635
投資有価証券評価損益(は益)	86,001	1,450,690
投資有価証券売却損益(は益)	28,490	52,387
関係会社株式売却益	-	268,666
売上債権の増減額(は増加)	1,066,069	1,008,982
たな卸資産の増減額(は増加)	4,735	10,579
暗号資産の増減額(は増加)	-	861,200
前渡金の増減額(は増加)	27,740	-
前払費用の増減額(は増加)	4,721	6,739
未収入金の増減額(は増加)	8,898	94,235
未収収益の増減額(は増加)	6,569	3,509
仕入債務の増減額(は減少)	59,914	41,241
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	55,795	25,620
未払消費税等の増減額(は減少)	14,347	9,535
前受金の増減額(は減少)	3,386	27,059
預り金の増減額(は減少)	8,335	14,206
前受収益の増減額(は減少)	-	61,902
トレーディング商品の増減額(は増加)	13,840	4,028
短期差入保証金の増減額(は増加)	128,101	73,208
支払差金勘定の増減額(は増加)	23,975	73,080
預託金の増減額(は増加)	95,000	168,592
預り金及び受入保証金の増減額(は減少)	177,965	252,065
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	279	480
商品取引責任準備金の増減額(は減少)	1,407	4,565
顧客からの預り金の増減額(は減少)	-	54,773
顧客からの預り暗号資産(負債)の増減額(は減少)	-	795,340
その他	48,525	59,784
小計	189,889	875,077

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
利息及び配当金の受取額	3,529	107
利息の支払額	4,031	5,103
法人税等の支払額	113,005	24,240
法人税等の還付額	5,995	19,098
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,375	864,939
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,666	200,000
有形固定資産の取得による支出	93,496	229,002
有形固定資産の除却による支出	510	580
有形固定資産の売却による収入	-	44,200
無形固定資産の取得による支出	2,452,924	107,306
投資有価証券の取得による支出	184,926	1,530,542
投資有価証券の売却による収入	34,676	237,848
関係会社株式の取得による支出	-	260,000
短期貸付けによる支出	-	160,800
短期貸付金の回収による収入	60,000	-
長期貸付けによる支出	215,000	-
長期貸付金の回収による収入	2,347	801
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	² 107,732	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 247,356	-
連結の範囲の変更を伴う子会社への出資による支出	² 600,974	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	³ 417,141
差入保証金の差入による支出	1,969	164,953
差入保証金の回収による収入	-	86,761
保険積立金の積立による支出	2,135	2,135
保険積立金の解約による収入	-	11,798
事業譲受による支出	-	38,436
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,597,203	1,895,206
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	966,000	450,000
短期借入金の返済による支出	566,000	454,959
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	17,400	25,850
株式の発行による収入	538,717	163,020
非支配株主からの払込みによる収入	-	49,145
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	2,468
新株予約権の発行による収入	30,752	4,282
新株予約権の買入消却による支出	7,544	5,448
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	4,999,969	2,658,313
転換社債型新株予約権付社債の買入消却による支出	2,249,989	2,658,314
配当金の支払額	64,816	22,443
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,629,689	255,278
現金及び現金同等物に係る換算差額	35,240	631
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	79,622	774,356
現金及び現金同等物の期首残高	1,578,700	1,658,322
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 1,658,322	¹ 883,966

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社名

OKWAVE USA, Corporation

株式会社OKEIOS

株式会社OKGAI A

OKfinc LTD.

OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.

Octave Tech Investment S2 LLC

株式会社LastRoots

従来、連結子会社であった株式会社ブリックス及びOKプレミア証券株式会社は、保有する株式の全部を売却したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外いたしました。なお、連結除外の基準日は当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は損益計算書のみ連結しております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

OKWAVE USA, Corporation、株式会社ブリックス、株式会社OKEIOS及びOKプレミア証券株式会社の決算日は3月31日、株式会社LastRootsの決算日は4月30日のため、同決算日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日までに発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

OKfinc LTD.及びOctave Tech Investment S2 LLCの決算日は12月31日、OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.の決算日は9月30日のため、6月30日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.は決算日を6月30日から9月30日に変更しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ．その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ．保管有価証券 時価法

(2) 暗号資産に係る会計処理の方法

暗号資産の期末評価

活発な市場が存在する場合

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は総平均法により算定)

活発な市場が存在しない場合

総平均法による原価法

顧客からの預り資産（暗号資産）に関する会計処理

顧客から預託を受けた顧客からの預り資産（暗号資産）は、連結貸借対照表上の資産として計上し、これと同額を負債として計上しております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 1～15年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき、サービス提供目的のソフトウェアは1年、それ以外は5年以内としており、テクニカルライセンスについては、利用可能期間に基づき、10年としております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（20年以内）を見積もり、均等償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては、発生時に一括償却をしております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

仮想通貨の表示方法の変更

改正資金決済法が2020年5月に施行されたこととともない、「仮想通貨」は「暗号資産」へ呼称変更されました。これとともない仮想通貨の表記はすべて暗号資産へ変更を行っております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度まで流動資産にて区分掲記して表示しておりました「前払金」(当連結会計年度432千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期未収入金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「長期未収入金」は39,690千円であります。

(追加情報)

暗号資産に関する注記は、以下のとおりであります。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額
保有する暗号資産(預託者から預かっている暗号資産を除く)	18,453千円
預託者から預かっている暗号資産	725,324千円
合計	743,777千円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

ビットコイン 0.06022811BTC 56千円

活発な市場が存在しない暗号資産

c0ban 541,069.763RY0 18,396千円

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
現金及び預金	- 千円	200,000千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
短期借入金	- 千円	200,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
役員報酬	223,588千円	239,487千円
給与手当	544,777千円	845,335千円
支払報酬・手数料	314,452千円	443,331千円
地代家賃	77,790千円	157,080千円
広告宣伝費	150,370千円	156,577千円
貸倒引当金繰入額	31,948千円	401,218千円

2 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
	10,208千円	7,293千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
建物及び構築物		5,829千円
工具、器具及び備品	537千円	3,615千円
土地		3,000千円
ソフトウェア		11,530千円
商標権	285千円	288千円
計	823千円	24,263千円

4 減損損失

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都中央区	フィンテック事業の事業用資産	建物及び構築物	5,094
		工具、器具及び備品	8,501
		ソフトウェア	5,976
		その他	158
合計			19,730

当社グループでは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

当社グループにて保有する上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているため、固定資産の帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当社グループの回収可能価額は使用価値によって算定しておりますが、継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都中央区	その他の事業用資産	建物及び構築物	329
		工具、器具及び備品	155
	フィンテック事業の事業用資産	ソフトウェア	1,249
東京都港区	フィンテック事業の事業用資産	テクニカルライセンス	302,394
		のれん	488,123
合計			792,251

当社グループでは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

当社グループにて保有する上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているため、固定資産の帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当社グループの回収可能価額は使用価値によって算定しておりますが、継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定し、のれんの一部につきましては連結子会社の株式の売却に伴い、未償却分ののれんのうち回収が見込まれない金額について減額しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	45,018千円	6,092千円
組替調整額		
税効果調整前	45,018千円	6,092千円
税効果額		
為替換算調整勘定	45,018千円	6,092千円
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	75,138千円	27千円
組替調整額		77,296千円
税効果調整前	75,138千円	77,324千円
税効果額	23,806千円	23,668千円
その他有価証券評価差額金	51,332千円	53,656千円
その他の包括利益合計	6,314千円	47,563千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	8,781,200	292,100		9,073,300
自己株式				
普通株式(株)	86			86

(変動事由の概要)

新株の発行

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 103,900株
第三者割当増資による新株の発行による増加 188,200株

2 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2019年4月15日発行)	普通株式		1,606,296		1,606,296 (注)1
	第16回新株予約権	普通株式		400,000		400,000 5,448
	ストック・オプションとしての新株予約権					20,046
連結子会社						
合計				2,006,296		2,006,296 25,494

(注)1 第2回転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載してあります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年9月22日 定時株主総会	普通株式	65,858	7.5	2018年6月30日	2018年9月28日

(注)1 1株当たり配当額には創業20周年記念配当5円が含まれております。

2 会社法に基づく債権者保護手続きが完了し、2018年9月22日開催の第19回定時株主総会において資本準備金の額の減少に関する議案、剰余金の処分としてその他資本剰余金の額を減少させ、その他利益剰余金のうち、繰越利益剰余金への振替を行い繰越損失を解消する旨及び配当する旨の議案が承認可決されました。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,683	2.5	2019年6月30日	2019年9月30日

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	9,073,300	446,618		9,519,918
自己株式				
普通株式(株)	86			86

(変動事由の概要)

新株の発行

増加数の内訳は、次のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 56,618株
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 390,000株

2 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2019年4月15日発行)	普通株式	1,606,296		1,606,296		(注)1
	第16回新株予約権	普通株式	400,000		400,000		
	第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2020年6月15日発行)	普通株式		6,125,140		6,125,140	(注)1
	第19回新株予約権	普通株式		1,000,000	390,000	610,000	2,031
	第20回新株予約権	普通株式		800,000		800,000	952
	ストック・オプションとしての新株予約権						17,760
連結子会社							
合計				7,925,140	390,000	7,535,140	20,743

(注)1 第2回、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

3 目的となる株式の数の変動事由の概要

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、買入消却によるものであります。

第16回新株予約権の減少は、買入消却によるものであります。

第3回無担保転換社債型新株予約権社債の増加は、発行によるものであります。

第19回新株予約権の増加は、発行によるものであり、減少は権利行使によるものであります。

第20回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年9月28日 定時株主総会	普通株式	22,683	2.5	2019年6月30日	2019年9月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金	1,660,925千円	1,086,566千円
預入期間が3か月を超える定期預金	2,603千円	2,600千円
担保に供している定期預金		200,000千円
現金及び現金同等物	1,658,322千円	883,966千円

2 株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当連結会計年度において、株式の取得により新たにOKプレミア証券株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにOKプレミア証券株式会社の取得価額とOKプレミア証券株式会社取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	2,142,100千円
固定資産	41,360千円
のれん	297,506千円
流動負債	2,017,924千円
特別法上の準備金	13,043千円
株式の取得価額	449,999千円
現金及び現金同等物	202,643千円
差引：取得のための支出	247,356千円

当連結会計年度において、出資持分の取得により新たにOctave Tech Investment S2 LLCを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにOctave Tech Investment S2 LLCの取得価額とOctave Tech Investment S2 LLC取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	712千円
固定資産	554,550千円
のれん	47,595千円
流動負債	1,171千円
出資持分の取得価額	601,686千円
現金及び現金同等物	712千円
差引：取得のための支出	600,974千円

当連結会計年度において、株式の取得により新たに株式会社LastRootsを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社LastRootsの取得価額と株式会社LastRoots取得のための収入(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	2,141,071千円
固定資産	10,645千円
のれん	498,331千円
流動負債	1,939,442千円
固定負債	67,658千円
非支配株主持分	24,765千円
株式の取得価額	618,182千円
取得価額に含まれる未払金額	260,000千円
現金及び現金同等物	465,914千円
差引：取得のための収入	107,732千円

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当連結会計年度において、株式の売却によりOKプレミア証券株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりです。

流動資産	2,839,188千円
固定資産	20,437千円
流動負債	2,588,573千円
固定負債	30,000千円
特別法上の準備金	16,401千円
株式の売却価額	350,000千円
現金及び現金同等物	119,675千円
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	230,324千円

当連結会計年度において、株式の売却により株式会社ブリックスが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりです。

流動資産	280,664千円
固定資産	102,318千円
流動負債	195,192千円
固定負債	145,913千円
関係会社株式売却益	268,666千円
株式の売却価額	300,004千円
現金及び現金同等物	113,197千円
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	186,816千円

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
1年内		184,056千円
1年超		230,071千円
合計		414,127千円

(注) 中途解約不能な定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を自己資金及び取引金融機関からの銀行借入により賄っており、余剰資金は主に安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの経理規程に従い、経理担当部門が取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、回収遅延のおそれがあるときは営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。株式は、主に業務上の関係を有する企業のものであり、定期的に時価や発行体企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、建物の賃借時に差し入れているものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

長期未収入金、長期貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、未払金及び未払費用、短期借入金、1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債は、1年以内の支払期日であります。

転換社債型新株予約権付社債は、主に新規事業における株式取得、譲受他情報セキュリティ分野での事業、子会社の運転資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で3年以内であります。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

前連結会計年度(2019年6月30日)

項目	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,660,925	1,660,925	
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金()	1,796,425 940		
	1,795,485	1,795,485	
(3) 保管有価証券	25,433	25,433	
(4) 証券業における預託金	276,414	276,414	
(5) 証券業における信用 取引資産	949,029	949,029	
(6) 証券業における短期 差入保証金	1,494,523	1,494,523	
(7) 証券業における支払 差金勘定	105,104	105,104	
(8) 投資有価証券	191,444	191,444	
(9) 差入保証金	160,279	159,634	645
(10) 長期貸付金 貸倒引当金()	37,312 36,911		
	400	400	0
資産計	6,659,040	6,658,395	645
(1) 買掛金	117,788	117,788	
(2) 未払金及び未払費用	589,741	589,741	
(3) 短期借入金	354,959	354,959	
(4) 証券業における信用 取引負債	949,029	949,029	
(5) 証券業における預り金	48,308	48,308	
(6) 証券業における受入 保証金	1,778,950	1,778,950	
(7) 顧客からの預り金	238,547	238,547	
(8) 転換社債型新株予約 権付社債	2,749,980	2,753,592	3,612
(9) 長期借入金	97,300	97,525	225
負債計	6,924,604	6,928,442	3,837

() 受取手形及び売掛金、長期貸付金については対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2020年6月30日)

項目	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,086,566	1,086,566	
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金()	244,576 752		
(3) 投資有価証券	243,823	243,823	
(4) 差入保証金	78,035	78,035	
(5) 長期未収入金 貸倒引当金()	177,874 449,911 422,976	178,672	798
(6) 長期貸付金 貸倒引当金()	26,935 258,252 80,610	26,719	215
	177,641	177,439	201
資産計	1,790,876	1,791,257	381
(1) 買掛金	61,366	61,366	
(2) 未払金及び未払費用	308,240	308,240	
(3) 短期借入金	350,000	350,000	
(4) 顧客からの預り金	183,774	183,774	
(5) 転換社債型新株予約 権付社債	2,658,313	2,657,694	619
負債計	3,561,693	3,561,076	619

() 受取手形及び売掛金、長期未収入金、長期貸付金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを合理的に見積もりをした差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(5) 長期未収入金、(6) 長期貸付金

長期未収入金及び長期貸付金の時価については、与信管理上の信用リスク区分ごとに、信用リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。なお、短期貸付金は、長期貸付金に含めて時価を表示しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び未払費用、(3) 短期借入金、(4) 顧客からの預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定してしております。なお、1年内返済予定の転換社債型新株予約権付社債は、転換社債型新株予約権付社債に含めて時価を表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	2019年6月30日	2020年6月30日
非上場株式	741,040	672,978
出資金	81	

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超(千円)
現金及び預金	1,660,925		
受取手形及び売掛金	1,796,425		
差入保証金	120,756	39,523	
長期貸付金	801		36,510
合計	3,578,909	39,523	36,510

当連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超(千円)
現金及び預金	1,086,566		
受取手形及び売掛金	244,576		
差入保証金	21,704	156,169	
長期未収入金	396,041		53,870
長期貸付金	124,742	52,899	80,610
合計	1,873,631	209,068	134,480

(注4) 短期借入金、長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	354,959					
長期借入金	67,400	12,200	10,200	7,500		
転換社債型新株 予約権付社債	916,660	916,660	916,660			
合計	1,339,019	928,860	926,860	7,500		

当連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	350,000					
転換社債型新株 予約権付社債	835,470	911,421	911,421			
合計	1,185,470	911,421	911,421			

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2019年6月30日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	191,444	114,147	77,296
小計		191,444	114,147	77,296
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの				
小計				
合計		191,444	114,147	77,296

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額741,040千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年6月30日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの				
小計				
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	78,035	1,461,200	1,383,164
小計		78,035	1,461,200	1,383,164
合計		78,035	1,461,200	1,383,164

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額672,978千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	45,722	29,486	996
出資金	40,000		
合計	85,722	29,486	996

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	236,334	52,387	
合計	236,334	52,387	

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当連結会計年度において、有価証券について86,001千円(その他有価証券の株式86,001千円)の減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当連結会計年度において、有価証券について1,450,690千円(その他有価証券の株式1,450,690千円)の減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費	2,286千円	

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益 (特別利益)	302千円	2,286千円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度において、当社が保有する株式会社ブリックスの全株式を売却したことに伴い、連結の範囲から除外したため、同社のストック・オプションについては記載しておりません。

ストック・オプションの内容

	当社 第17回新株予約権	当社 第18回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名 監査役 3名	従業員 149名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 1,012,000株	普通株式 120,200株
付与日	2019年5月21日	同左
権利確定条件	(注)2	割当日から2021年6月30日までの間に、いずれかの連続する21取引日において株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権は消滅するものとする。 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
対象勤務期間	(注)2	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	(注)2	2021年7月1日から 2024年6月30日まで

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 付与対象者の権利確定条件、対象勤務期間ならびに権利行使期間については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況 スtockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(ア)ストック・オプションの数

	当社 第17回 新株予約権	当社 第18回 新株予約権
権利確定前(株)		
期首		120,200
付与		
失効		120,200
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
期首	1,012,000	
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残	1,012,000	

(イ)単価情報

	当社 第17回 新株予約権	当社 第18回 新株予約権
権利行使価格(円)	2,200	1,889
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価 (付与日)(円)	17.55	472.86

4 スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	18,373千円	15,918千円
減損損失	39,393千円	112,248千円
関係会社投資損失	75,742千円	
未払事業税否認	3,484千円	4,100千円
未払事業所税否認	1,028千円	1,149千円
投資有価証券評価損	42,508千円	485,701千円
貸倒引当金	25,691千円	118,525千円
貸倒損失	2,008千円	
税務上売上認識額	45,930千円	49,072千円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	427,883千円	391,394千円
資産除去債務	13,475千円	2,423千円
金融商品取引責任準備金	415千円	
商品取引責任準備金	3,062千円	
暗号資産評価損否認		9,378千円
本店移転費用否認		3,768千円
その他有価証券評価差額金		805千円
繰延税金資産小計	698,997千円	1,194,487千円
繰越欠損金に係る評価制引当額 (注) 2	427,883千円	391,394千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価制引当額	271,114千円	803,092千円
評価制引当額小計 (注) 1	698,997千円	1,194,487千円
繰延税金資産合計		
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	23,668千円	
繰延税金負債合計	23,668千円	
繰延税金資産(負債)の純額	23,668千円	

(注) 1 評価性引当額が495,490千円増加しておりますが、これは主に投資有価証券の評価損、貸倒引当金、減損損失が増加したことによります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	23,408	17,954	83,039	33,192	7,940	262,348	427,883
評価性引当額	23,408	17,954	83,039	33,192	7,940	262,348	427,883
繰延税金資産							

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2020年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()						391,394	391,394
評価性引当額						391,394	391,394
繰延税金資産							

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因になった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	税金等調整前当期純損失を 計上しているため、記載を 省略しております。
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.6%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	
住民税均等割	0.8%	
未実現利益の税効果未認識額	0.1%	
評価性引当額の増減	4.7%	
在外子会社の税率差異	14.3%	
税務上の欠損金の期限切れ	5.6%	
のれん償却	2.9%	
連結修正による影響額	1.0%	
連結調整による影響額	0.1%	
その他	0.4%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.7%	

(企業結合等関係)

事業分離

(子会社株式の譲渡)

1. 当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、当社連結子会社であるOKプレミア証券株式会社(以下、「OKプレミア証券」)の全株式を第一商品株式会社(以下、「第一商品」)に譲渡することを決議し、同日に譲渡いたしました。

(1) 事業分離の概要

分離先企業の概要

第一商品株式会社

分離した事業の内容

金融商品取引業、商品先物取引業

事業分離を行った主な理由

OKプレミア証券については、2018年6月に全株式を取得し、当社のフィンテック事業における戦略の一端を担うことを企図しておりましたが、当初想定していた計画通りには進捗しておらず、まだまだ大きな成果を達成するには時間を要すると考えておりました。また一方、現在当社は足元の資金繰りについては弱く、財務健全性を高める必要性がありました。この度第一商品よりOKプレミア証券の買収についての提案を頂き、協議を重ねた結果、当社持分の全てを譲渡することとなりました。

事業分離日

2020年5月25日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

該当事項はありません。

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

流動資産	2,839,188千円
固定資産	20,437千円
資産合計	2,859,625千円
流動負債	2,588,573千円
固定負債	30,000千円
特別法上の準備金	16,401千円
負債合計	2,634,974千円

会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額(のれん減損後)に差額はありませぬ。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

フィンテック事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概要

売上高	394,372千円
営業損失()	10,830千円

2. 当社は、2020年6月17日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社ブリックス(以下、「ブリックス」)の全株式をブリックス出資組合に譲渡することを決議し、2020年6月26日に譲渡いたしました。

(1) 事業分離の概要

分離先企業の概要

ブリックス出資組合

分離した事業の内容

通訳・翻訳業務、多言語コンタクトセンターの運営

事業分離を行った主な理由

当社は、2012年にブリックス株式を取得することで連結子会社化しており、同社のインバウンド・ソリューション事業は、当社の既存ビジネスであるソリューション事業とともに当社グループの収益の柱として事業を進めておりました。その後当社グループはフィンテック事業を新設し、3つのセグメントで事業を展開しております。このような中、当社ではAI、ブロックチェーン、情報セキュリティの各技術を組み合わせた感謝経済プラットフォームの拡大に向け様々なリソースを再配置するなど、選択と集中を進めております。また、同時に足元の資金繰りについては弱く、財政基盤強化が必要な状況であり、財務健全性を高める必要性があります。当社としては、好条件での売却を意図して様々な選択肢を検討して参りましたが、その中でMBOによる株式譲渡が当社にとって最善の選択肢であると判断するに至ったことから、保有する全株式について譲渡することといたしました。

事業分離日

2020年6月26日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 268,666千円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

流動資産	280,664千円
固定資産	102,318千円
資産合計	382,982千円
流動負債	195,192千円
固定負債	145,913千円
負債合計	341,105千円

会計処理

株式会社ブリックスの連結上の帳簿価額と売却額との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

インバウンド・ソリューション事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概要

売上高	934,044千円
営業利益	9,505千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて10年と見積り、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年 7月 1日 至 2019年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月30日)
期首残高	32,924千円	43,954千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		101,200千円
時の経過による調整額	30千円	30千円
見積りの変更による増加額	11,000千円	12,850千円
資産除去債務の履行による減少額		40,000千円
連結除外による減少額		3,984千円
期末残高	43,954千円	114,050千円

4 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、連結子会社のオフィスの移転を決定したため、原状回復費用について見積りの変更をおこないました。これに伴う資産除去債務の増加額は12,850千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、Q&Aコミュニティの運営・管理とQ&Aコミュニティのノウハウをもとに企業向けにシステムの提供やコンサルティングを行う「ソリューション事業」、株式会社ブリックスの事業であり、24時間365日体制で多言語(現在は英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語)のコンタクトセンターを運営する「インバウンド・ソリューション事業」、ブロックチェーン・ベースのシステム開発を行うグループ会社OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.や金融関連の子会社株式会社LastRootsが行う事業を「フィンテック事業」とし、計3つを報告セグメントとしております。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、当連結会計年度より事業区分を見直し、報告セグメントを従来の「コンシューマー・サービス事業」、「エンタープライズ・ソリューション事業」、「インバウンド・ソリューション事業」及び「フィンテック事業」の4区分から、「ソリューション事業」、「インバウンド・ソリューション事業」及び「フィンテック事業」の3区分に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

報告セグメント	サービスの種類
ソリューション事業	OKBIZ.、OKBIZ. for Community Support、OKBIZ. for AI Chatbot、OKWAVE、Davia、OKWAVE PROFESSIONAL.、OKWAVE GRATICA
インバウンド・ソリューション事業	多言語コンタクトセンター
フィンテック事業	ブロックチェーンを基礎としたシステムの受託開発、金融商品の販売等

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2、 4	連結財務諸表 計上額 (注)3
	ソリューション事業	インバウンド・ソリューション事業	フィンテック事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,960,454	846,268	2,085,636	4,892,359		4,892,359
セグメント間の内部 売上高又は振替高	45,056	1,954		47,011	47,011	
計	2,005,510	848,222	2,085,636	4,939,370	47,011	4,892,359
セグメント利益	463,561	209,581	1,641,605	2,314,748	1,243,551	1,071,197
セグメント資産	429,176	239,885	9,293,535	9,962,597	2,706,313	12,668,910
その他の項目						
減価償却費	67,019	2,882	39,921	109,822	61,732	171,554
のれんの償却額			77,346	77,346		77,346
のれんの未償却残高			766,088	766,088		766,088
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	103,452	5,538	2,283,688	2,392,679	134,235	2,526,914

(注)1 セグメント利益の調整額は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額は、主に提出会社の余資運用資金(現金及び預金)及び管理部門等に係る資産であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、管理部門等に係る資産の増加額であります。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2、 4	連結財務諸表 計上額 (注)3
	ソリューション事業	インバウンド・ソリューション事業	フィンテック事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,305,410	934,044	1,556,063	4,795,518		4,795,518
セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,254	724	229	8,208	8,208	
計	2,312,664	934,769	1,556,292	4,803,726	8,208	4,795,518
セグメント利益又は セグメント損失()	583,616	162,115	327,277	418,453	1,345,067	926,613
セグメント資産	492,711		3,507,043	3,999,754	1,671,708	5,671,462
その他の項目						
減価償却費	69,137	6,959	228,957	305,053	58,299	363,352
のれんの償却額		3,843	144,292	148,136		148,136
のれんの未償却残高						
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	95,499	23,504	1,059	120,064	244,639	364,703

(注)1 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額は、主に提出会社の余資運用資金(現金及び預金)及び管理部門等に係る資産であります。

3 セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、管理部門等に係る資産の増加額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	北米	合計
2,911,551	1,939,906	40,900	4,892,359

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	マレーシア	合計
110,273	22,955	133,229

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Wowoo Pte.Ltd.	1,814,297	フィンテック事業 コンシューマー・サービス事業

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	北米	合計
3,688,762	1,077,400	29,355	4,795,518

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Xinhua Mobile Limited	1,077,400	フィンテック事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	ソリューション事業	インバウンド・ソリューション事業	フィンテック事業	計		
減損損失			11,071	11,071	8,659	19,730

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	ソリューション事業	インバウンド・ソリューション事業	フィンテック事業	計		
減損損失			791,467	791,467	783	792,251

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

のれんの償却額及び未償却残高に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

のれんの償却額及び未償却残高に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり純資産額	407円57銭	102円62銭
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失額()	70円44銭	323円55銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	69円73銭	

当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	3,774,852	1,008,530
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	76,855	31,589
(うち新株予約権)	(25,494)	(20,743)
(うち非支配株主持分)	(51,360)	(10,845)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,697,996	976,941
期末の普通株式の数(株)	9,073,214	9,519,832

2 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期 純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当 期純損失金額()(千円)	629,437	2,952,254
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益金額又は当期純損失金額()(千円)	629,437	2,952,254
期中平均株式数(株)	8,935,553	9,124,500
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千 円)		
普通株式増加数(株)	91,599	
(うち新株予約権)	(91,599)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	2019年5月21日開催の取締役 会決議による第17回新株 予約権 新株予約権の数 10,120個 (普通株式 1,012,000株) 2019年5月21日開催の取締 役会決議による第18回新株 予約権 新株予約権の数 1,202個 (普通株式 120,200株)	

(重要な後発事象)

期末日以降、2020年6月15日に発行した第19回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の行使がありました。

これにより、以下のとおり、発行済株式総数、資本金等が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年7月1日～ 2020年8月31日	894,877	10,414,795	175,217	1,570,936	175,217	581,154

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)オウケイウェイヴ	第2回無担保 転換社債型新株予 約権付社債(注)2	2019年 4月15日	2,749,980		無利息	無担保社債	2022年 5月2日
(株)オウケイウェイヴ	第3回無担保 転換社債型新株予 約権付社債(注)3	2020年 6月15日		2,658,313 (835,470)	無利息	無担保社債	2023年 6月22日
合計			2,749,980	2,658,313 (835,470)			

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権 の発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (千円)	新株予約権の行使 により発行した 株式の発行価額 の総額(千円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込みに 関する事項
(株)オウケイ ウェイヴ 普通株式	無償	1,712	2,749,980		100	自 2019年 4月16日 至 2022年 4月22日	(注) 1

(注) 1 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

2 2020年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2020年6月15日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入及び消却を行っております。

3 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権 の発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (千円)	新株予約権の行使 により発行した 株式の発行価額 の総額(千円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込みに 関する事項
(株)オウケイ ウェイヴ 普通株式	無償	434	2,658,313		100	自 2020年 6月16日 至 2023年 6月15日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

4 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
835,470	911,421	911,421		

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	354,959	350,000	0.7	
1年以内に返済予定の長期借入金	67,400			
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	29,900			
合計	452,259	350,000		

(注) 1 平均利率は、当期末残高及び当期末現在の利率に基づき計算した加重平均利率であります。

2 当期末残高には、株式会社ブリックスの前連結会計年度末における借入金残高が含まれております。2020年6月に保有する同社の全株式を売却し連結の範囲から除外したため、当連結会計年度末における同社の借入金残高はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	821,063	2,216,968	3,476,993	4,795,518
税金等調整前四半期(当期)純損失金額() (千円)	426,050	744,897	1,500,351	2,959,564
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額() (千円)	409,464	750,785	1,467,906	2,952,254
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	45.13	82.53	161.17	323.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額() (円)	45.13	37.40	78.64	162.38

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	631,963	2 725,073
売掛金	1 686,902	1 191,316
商品	9,559	-
仕掛品	986	-
前払費用	57,635	62,185
未収入金	1 161,324	1 265,764
未収還付法人税等	6,616	-
短期貸付金	801	123,941
関係会社短期貸付金	157,214	-
その他	1 162	1 9,276
貸倒引当金	889	752
流動資産合計	1,712,277	1,376,805
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	82,169	324,697
減価償却累計額	79,920	43,643
建物附属設備（純額）	2,248	281,053
工具、器具及び備品	424,757	392,924
減価償却累計額	333,185	297,320
工具、器具及び備品（純額）	91,571	95,604
有形固定資産合計	93,820	376,657
無形固定資産		
特許権	9,089	7,593
商標権	8,666	11,037
ソフトウェア	98,833	157,156
ソフトウェア仮勘定	151,823	10,109
テクニカルライセンス	2,242,509	1,711,895
無形固定資産合計	2,510,922	1,897,792
投資その他の資産		
投資有価証券	393,734	212,313
関係会社株式	1,245,589	107,534
関係会社長期貸付金	158,327	-
差入保証金	101,634	156,247
長期貸付金	20,610	133,510
保険積立金	23,626	25,762
長期未収入金	1 27,501	64,237
その他	10,333	19,842
貸倒引当金	33,732	107,545
投資その他の資産合計	1,947,626	611,902
固定資産合計	4,552,369	2,886,352
資産合計	6,264,647	4,263,158

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	38,092	41,930
短期借入金	350,000	2 350,000
関係会社短期借入金	-	290,062
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	916,660	835,470
未払金及び未払費用	1 476,867	1 262,311
未払法人税等	-	2,384
未払消費税等	23,874	-
前受金	74,589	75,742
預り金	94,819	302,597
資産除去債務	40,000	-
その他	1,123	1,362
流動負債合計	2,016,026	2,161,860
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	1,833,320	1,822,843
繰延税金負債	23,668	-
資産除去債務	-	101,200
固定負債合計	1,856,988	1,924,043
負債合計	3,873,015	4,085,904
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,267,726	1,395,718
資本剰余金		
資本準備金	277,944	405,936
その他資本剰余金	381,959	381,959
資本剰余金合計	659,904	787,896
利益剰余金		
利益準備金	-	2,268
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	387,567	2,026,656
利益剰余金合計	387,567	2,024,388
自己株式	85	85
株主資本合計	2,315,112	159,142
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	51,024	2,631
評価・換算差額等合計	51,024	2,631
新株予約権	25,494	20,743
純資産合計	2,391,631	177,254
負債純資産合計	6,264,647	4,263,158

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 7月 1日 至 2019年 6月 30日)	当事業年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月 30日)
売上高	3 2,461,023	3 2,162,438
売上原価	3 1,080,574	3 1,433,615
売上総利益	1,380,449	728,822
販売費及び一般管理費	1, 3 1,079,789	1, 3 1,315,777
営業利益又は営業損失()	300,659	586,954
営業外収益		
受取利息	3 6,711	3 3,431
受取配当金	300,040	350,589
為替差益	3,577	-
貸倒引当金戻入額	22,786	-
業務受託料	3 30,776	3 19,554
アレンジメントフィー	-	678,016
雑収入	2,099	2,444
営業外収益合計	365,991	1,054,036
営業外費用		
支払利息	3 5,761	3 4,165
為替差損	-	2,616
貸倒引当金繰入額	-	68,478
支払手数料	3 2,327	3 3,157
支払報酬	158,329	66,297
雑損失	451	2,329
営業外費用合計	166,869	147,044
経常利益	499,781	320,036
特別利益		
新株予約権戻入益	302	2,286
投資有価証券売却益	29,486	52,387
関係会社株式売却益	-	300,004
資産除去債務戻入益	-	22,562
特別利益合計	29,789	377,240
特別損失		
固定資産除却損	2 823	2 37,796
投資有価証券評価損	85,918	1,450,690
関係会社株式評価損	26,907	1,032,540
減損損失	-	302,394
投資有価証券売却損	996	-
移転関連費用	-	4,584
関係会社株式売却損	-	255,514
特別損失合計	114,645	3,083,521
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	414,925	2,386,244
法人税、住民税及び事業税	24,605	3,027
法人税等還付税額	5,701	-
法人税等調整額	8,453	-
法人税等合計	27,358	3,027
当期純利益又は当期純損失()	387,567	2,389,272

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1				
労務費		602,697	52.3	648,169	43.4
経費		549,626	47.7	845,129	56.6
当期総製造費用		1,152,324	100.0	1,493,298	100.0
期首仕掛品たな卸高		6,908		986	
合計		1,159,232		1,494,285	
期末仕掛品たな卸高		986			
他勘定振替高	2	78,853		70,229	
合計		1,079,392		1,424,056	
期首商品たな卸高				9,559	
商品仕入高		10,740			
合計		1,090,133		1,433,615	
期末商品たな卸高		9,559		9,183	
商品評価損				9,183	
当期売上原価		1,080,574		1,433,615	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	72,570	86,232
運用費	151,007	176,632
減価償却費	119,624	299,783
地代家賃	65,082	103,085
保守費	79,972	85,905

2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	78,853	68,920
備品・消耗品費		322
業務委託費		986
合計	78,853	70,229

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	996,368	966,168	-	966,168	-	511,763	511,763	85	1,450,687
当期変動額									
新株の発行	271,358	271,358		271,358					542,717
資本準備金の取崩		966,168	966,168	-					-
欠損填補			511,763	511,763		511,763	511,763		-
剰余金(その他資本剰余金)の配当			65,858	65,858					65,858
資本準備金の積立		6,585	6,585	-					-
当期純利益						387,567	387,567		387,567
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	271,358	688,223	381,959	306,263	-	899,330	899,330	-	864,425
当期末残高	1,267,726	277,944	381,959	659,904	-	387,567	387,567	85	2,315,112

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	308	308	4,301	1,454,680
当期変動額				
新株の発行				542,717
資本準備金の取崩				-
欠損填補				-
剰余金(その他資本剰余金)の配当				65,858
資本準備金の積立				-
当期純利益				387,567
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	51,332	51,332	21,193	72,526
当期変動額合計	51,332	51,332	21,193	936,951
当期末残高	51,024	51,024	25,494	2,391,631

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,267,726	277,944	381,959	659,904	-	387,567	387,567	85	2,315,112
当期変動額									
新株の発行	127,992	127,992		127,992					255,984
利益準備金の積立					2,268	2,268	-		-
剰余金の配当						22,683	22,683		22,683
当期純損失()						2,389,272	2,389,272		2,389,272
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	127,992	127,992	0	127,992	2,268	2,414,223	2,411,955	0	2,155,971
当期末残高	1,395,718	405,936	381,959	787,896	2,268	2,026,656	2,024,388	85	159,142

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	51,024	51,024	25,494	2,391,631
当期変動額				
新株の発行				255,984
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				22,683
当期純損失()				2,389,272
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	53,656	53,656	4,750	58,406
当期変動額合計	53,656	53,656	4,750	2,214,377
当期末残高	2,631	2,631	20,743	177,254

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 1～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき、サービス提供目的のソフトウェアは1年、それ以外は5年以内としており、テクニカルライセンスについては、利用可能期間に基づき、10年としております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
短期金銭債権	566,760千円	255,192千円
長期金銭債権	27,501千円	10,367千円
短期金銭債務	110,866千円	271,671千円

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
現金及び預金		200,000千円

(2) 担保に係る債務

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
短期借入金		200,000千円

3 保証債務

次の関係会社について、金融機関等からの借入債務等に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
株式会社ブリックス	97,300千円	

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
役員報酬	125,816千円	105,350千円
給与手当	330,824千円	421,411千円
広告宣伝費	103,333千円	90,467千円
減価償却費	36,345千円	35,058千円
貸倒引当金繰入額	3,969千円	5,198千円

おおよその割合

販売費	32.9%	29.3%
一般管理費	67.1%	70.7%

- 2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
建物及び構築物		5,829千円
工具、器具及び備品	537千円	3,615千円
ソフトウェア		28,063千円
商標権	285千円	288千円
合計	823千円	37,796千円

- 3 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
営業取引(収入分)	606,057千円	7,254千円
営業取引(支出分)	2,418千円	2,668千円
営業取引以外の取引(収入分)	34,974千円	1,051,469千円
営業取引以外の取引(支出分)	3,439千円	1,929千円

(有価証券関係)

前事業年度(2019年6月30日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額1,245,589千円)は、市場価格はなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年6月30日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額107,534千円)は、市場価格はなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

- 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	18,373千円	15,918千円
減損損失	8,923千円	97,775千円
未払事業税否認	1,343千円	3,177千円
未払事業所税否認	1,028千円	1,149千円
税務上の繰越欠損金		58,786千円

税務売上認識額	45,930千円	48,758千円
投資有価証券評価損	218,140千円	889,012千円
貸倒引当金	10,547千円	33,149千円
資産除去債務	12,247千円	2,324千円
その他有価証券評価差額金		805千円
繰延税金資産小計	316,534千円	1,150,857千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		58,786千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	316,534千円	1,092,070千円
評価性引当額小計	316,534千円	1,150,857千円
繰延税金資産合計		
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	23,668千円	
繰延税金負債合計	23,668千円	
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	23,668千円	

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因になった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	21.0%	
住民税均等割	0.9%	
税率変更による繰延税金資産の減額修正		
評価性引当額の増減	2.7%	
税制適格ストックオプション	0.1%	
その他	0.7%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.0%	

(重要な後発事象)

期末日以降、2020年6月15日に発行した第19回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の行使がありました。

これにより、以下のとおり、発行済株式総数、資本金等が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年7月1日～ 2020年8月31日	894,877	10,414,795	175,217	1,570,936	175,217	581,154

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物附属設備	2,248	295,942	5,829	11,307	281,053	43,643
	工具、器具及び備品	91,571	47,139	3,035	40,071	95,604	297,320
	計	93,820	343,081	8,864	51,379	376,657	340,963
無形固定資産	特許権	9,089	699		2,195	7,593	
	商標権	8,666	4,234	288	1,574	11,037	
	ソフトウェア	98,833	137,859	28,063	51,473	157,156	
	ソフトウェア 仮勘定	151,823	68,920	210,634		10,109	
	テクニカル ライセンス	2,242,509		302,394 (302,394)	228,220	1,711,895	
	計	2,510,922	211,713	541,380 (302,394)	283,462	1,897,792	

(注) 1 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備の増加額	本社移転による工事費用	194,742千円
	新オフィスの資産除去債務計上	101,200千円
建物附属設備の減少額	旧オフィス資産の除却	5,829千円
器具及び備品の増加額	データセンタのサーバ等機材購入	24,189千円
	社内ネットワーク環境費用	18,045千円
器具及び備品の減少額	旧オフィス資産の除却	3,035千円
ソフトウェアの増加額	ソフトウェア仮勘定からの振替	130,634千円
ソフトウェア仮勘定の増加額	ソリューション製品の開発	68,920千円
ソフトウェア仮勘定の減少額	ソフトウェアへの振替	130,634千円
	ソフトウェアの売却	80,000千円
テクニカルライセンスの減少額	減損損失	302,394千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	34,621	86,935	13,258	108,298

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 https://www.okwave.co.jp/
株主に対する特典	

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第20期(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

2019年9月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第20期(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

2019年9月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第21期第1四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

2019年11月14日関東財務局長に提出

第21期第2四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月14日関東財務局長に提出

第21期第3四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)

2020年5月29日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2019年9月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(会計監査人の異動)の規定に基づく臨時報告書

2019年12月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

2020年4月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

2020年5月25日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

2020年6月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2020年6月29日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書(参照方式)及びその添付書類

新株予約権付社債及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行

2020年5月29日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2019年9月27日 至 2019年9月30日) 2019年10月15日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年10月1日 至 2019年10月31日) 2019年11月8日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年11月1日 至 2019年11月30日) 2019年12月3日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年12月1日 至 2019年12月31日) 2020年1月9日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年1月1日 至 2020年1月31日) 2020年2月7日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年2月1日 至 2020年2月29日) 2020年3月4日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年3月1日 至 2020年3月31日) 2020年4月6日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年9月30日

株式会社 オウケイウェイヴ
取締役会 御中

南青山監査法人

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 葺 澤 政 男

代表社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 敦 史

代表社員
業務執行社員 公認会計士 黛 基 比 古

代表社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 悦 子

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オウケイウェイヴの2020年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社オウケイウェイヴが2020年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年9月30日

株式会社 オウケイウェイヴ
取締役会 御中

南青山監査法人

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 菲 澤 政 男

代表社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 敦 史

代表社員
業務執行社員 公認会計士 黛 基 比 古

代表社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 悦 子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの2019年7月1日から2020年6月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。